

**古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画**

**(案)**

**2018年度（平成30年度）**

**古賀市**



## はじめに

市民一人ひとりの人権が真に尊重され、市民が共に生き、共に支え合う「いのち輝くまちづくり」の実現は、全市民共通の願いであり、古賀市がめざす目標でもあります。

この目標達成に向け、本市においては、1995年（平成7年）に「すべての市民の人権が等しく保障されるために必要な教育・啓発等の活動の充実強化に一層の努力を行うことを確認し、人権擁護古賀町（市）とする」とした『「人権擁護古賀町（当時）」宣言に関する決議』が議会の全会一致で可決されました。

また、2001年（平成13年）に「人権教育のための国連10年古賀市行動計画」を策定し、計画に掲げた諸課題の解決に向けて教育・啓発活動の取組を進めてきました。

そして、2007年（平成19年）には、新たな人権施策の構築に取り組み、行政全部局の連携の下、人権施策の見直しを図り、市民と行政が一体となって施策を展開していく必要があると記した「古賀市人権施策基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定しました。

本市においては、同年度から「基本指針」に基づき、人権尊重社会の形成に向けて、あらゆる機会、あらゆる場を通して人権施策を総合的に推進してきました。

しかし一方では、今日に至ってもなお、同和問題をはじめとした、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等への人権侵害事象が後を絶っていないという実情は、憂慮すべき大きな社会問題であり、その解決は喫緊の課題です。特に近年の情報化、国際化など社会状況の急激な変化に伴い、インターネットなど、さまざまな情報メディアにおける差別情報の氾濫や個人情報流出などといった新たな課題も発生しており、未成年者が犯罪に巻き込まれる事件なども急激に増加してきています。さらには、2011年（平成23年）の東日本大震災をはじめ、全国各地で起こっている自然災害により、多くの人命が奪われるとともに、家族や住む家を失った被災者の中には、今なお元どおりの生活ができず苦しんでいる人も決して少なくありません。

本市においては、こうしたさまざまな人権課題の解決に向け、一步一步着実に施策に取り組んでまいりましたが、さらに効果を上げるため、古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画を毎年度策定しています。

この実施計画に沿った施策を確実に実行し、市民一人ひとりの人権の確立をめざします。



# 古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画

## — 目次 —

1	実施計画策定の背景	1
2	平成29年度実施計画の評価について	2
3	平成30年度実施計画について	2
4	古賀市人権施策体系表	3
5	平成30年度実施計画の方向性	9
6	平成30年度実施事業一覧	10
7	実施計画シート	12
8	政策体系図	77

## 1 実施計画策定の背景

第2次世界大戦後の1948年(昭和23年)国際連合は、世界の諸国が尊重すべき「人権」の内容を明確にした『世界人権宣言』を採択し、世界各地でさまざまな人権施策が取り組まれてきました。今年採択から70年目を迎える節目の年でもあります。

日本国内においては、わが国固有の人権問題である同和問題を解決するため、1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申をふまえ、1969年(昭和44年)に制定された同和対策事業特別措置法の施行により、同和地区の環境改善をはじめ、教育、就労などの格差解消に向けた施策が集中的に取り組まれた結果、一定の成果が見られるようになり、2002年(平成14年)3月の地対財特法の失効によって、33年間続けられた法に基づく特別対策は終了し、一般対策の中で取り組まれることとなりました。その後は、人権教育・啓発の重要性があらためて認識されるとともに、人権侵害救済のあり方などについて議論がなされるようになりました。また、高度情報化社会の進展に伴う新たな人権侵害事象として、インターネットを悪用した差別書き込みや個人情報の流布などが氾濫しています。このような状況から、2016年(平成28年)12月、部落差別の存在を認めるとともに差別は許されないものであることを明確にした「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。これにより、相談体制の充実、教育・啓発の推進、実態調査の実施など、国の責務として具体的な施策に取り組むことが明記されました。

また、同年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行され、個別の人権課題解消に向けた法整備が飛躍的に進んだ年となりました。

さらに近年、性的マイノリティに関して、パートナーシップ宣誓制度等の支援方針が策定されるなど、多様性を認め合う社会の実現に、少しずつ近づいていると言えます。

しかし、法務省人権擁護機関による平成29年度における「人権侵犯事件」の取組状況によると、新規に救済手続き開始を行った件数が19,533件で、前年度より増加しています。中でも、インターネット上の人権侵犯情報に関する事件数が2,217件と、5年連続で増加しており、学校におけるいじめに関する事件数も7年連続で3,000件を超える結果となっています。

加えて、40年前に存在が確認された部落地名総鑑の復刻版を発刊・販売しようとする動きがあり、その書籍の内容はネット上に掲載され、既に拡散している状況です。

古賀市においても、インターネット上の掲示板やブログ、携帯電話などのさまざまな情報メディアを使った差別書き込みや、特定の民族に対する差別・中傷ビラのポスティングなど、さまざまな人権侵害事件が確認されています。

このような現状から、本市においても引き続き人権施策を全庁的推進必要があることから、本実施計画を策定しました。

## 2 平成29年度実施計画の評価について

2017年度（平成29年度）においては、個別の人権問題を同和問題、女性の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、障がい者の人権問題、外国人の人権問題、HIV感染者などに関する人権問題、インターネットによる人権問題、東日本大震災が提起した人権問題、さまざまな人権問題の10項目に分類していますが、東日本大震災が提起した人権問題については、その後各地で起きた災害の被災者に対する人権侵害が起きないように啓発に取り組むこととしています。

各事業については2016年度（平成28年度）事業の課題をふまえた改善を加えながら継続して実施しました。また、平成29年3月に第4次古賀市総合振興計画（第4次マスタープラン）後期基本計画を策定したことに伴い、政策や施策の体系などの見直しを図りました。

その結果、それぞれの施策から成果もあがってきていますが、さらに改善が必要と思われる課題も見えてきています。

これらの成果や課題は、2018年度（平成30年度）の施策を実施する過程で、十分考慮しながら進めていきます。

## 3 平成30年度実施計画について

本市では2012年（平成24年）から10年間を計画年度とした第4次古賀市総合振興計画（第4次マスタープラン）の策定に伴い、2007年（平成19年）に策定した古賀市人権施策基本指針の見直しを行い、2013年（平成25年）4月、新たな古賀市人権施策基本指針を策定しました。その後、2016年（平成28年）に第4次古賀市総合振興計画の後期基本計画を策定したことで、これらを基底に据えて実施計画を作成しています。

事業の分類方法については、2008年（平成20年）に実施した「人権に関する意識調査」の報告書から見えてきた課題について、全庁的に整理を行いとりまとめた結果、「課題を踏まえた方向性」として（1）人権侵害の救済、（2）教育、（3）啓発、（4）環境づくりという4つの柱に分類しました。これに基づき、各所管課が行っている事業をいずれかに分類しています。

2018年度（平成30年度）に実施する各事業の詳細については、12ページ以降の「実施計画シート」に記載された「成果・評価・課題」を十分ふまえて実施します。

#### 4 古賀市人権施策体系表

古賀市人権施策基本指針では、個別の人権問題として①同和問題、②女性の人権問題、③子どもの人権問題、④高齢者の人権問題、⑤障がい者の人権問題、⑥外国人の人権問題、⑦H I V感染者などに関する人権問題、⑧インターネットによる人権問題、⑨東日本大震災が提起した人権問題、⑩さまざまな人権問題の10項目に分類しています。

これらの人権問題は、それぞれの人権問題に固有の課題があると同時に、深層で強く結びついています。そのため、人権施策を実施するにあたっては、それぞれ個々の課題解決のみならず、一つの課題が他の課題と複雑に絡み合っているという認識を持ったうえで、総合的かつ全庁的に取り組むことが重要です。

こうしたことから、「古賀市人権施策体系表」を定め、体系的かつ計画的に人権施策を推進していくこととしています。

## 古賀市人権施策体系表

	主な根拠法令等	最近の社会事象等
1 同和問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例 (H. 7)</li> <li>○古賀市「同和」問題等の早期解決に関する条例 (H. 9)</li> <li>○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (H. 12)</li> <li>○部落差別の解消の推進に関する法律 (H. 28)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市役所への同和地区照会差別事件</li> <li>○インターネットのサイトにおいて、差別を扇動するような書き込み</li> <li>○部落地名総鑑の復刻版販売差し止め</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">施策の目的・方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育・啓発の大きな柱として同和教育・啓発を位置付け取組を進める。</li> <li>○すべての行政職員が同和問題の解決は行政の責務であることを再認識し、主体性を持って市民への説明責任を果たしながら施策を推進する。</li> <li>○同和教育が抽象的な人権一般教育に終始することにならないよう、その取組について点検・評価を行う。</li> <li>○インターネット上の書き込みについては、法務局・県・関係団体と情報を共有するとともに、悪質なものに対しては削除依頼等行う。</li> </ul>	
	主な根拠法令等	最近の社会事象等
2 女性の 人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女雇用機会均等法 (S.61)</li> <li>○男女共同参画社会基本法 (H.11)</li> <li>○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (H.13)</li> <li>○福岡県男女共同参画推進条例 (H.13)</li> <li>○古賀市男女平等をめざす基本条例 (H.16)</li> <li>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (H.28)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モラルハラスメント</li> <li>○パワーハラスメント</li> <li>○セクシャルハラスメント</li> <li>○マタニティーハラスメント</li> <li>○パートナー等からの暴力</li> <li>○性犯罪</li> <li>○ストーカー行為</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">施策の目的・方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○古賀市男女共同参画計画に沿った事業を推進する。</li> <li>○女性の人権を踏みにじるセクハラ、DV、ストーカー行為等の防止のため、職場や地域における啓発の取組強化に努める。</li> <li>○相談機能の充実を図り、被害者の保護に万全を期すため関係機関との連携を密にするよう努める。</li> <li>○教育や就労の場において、男女共同参画の理念が根付くよう教育・啓発に努める。</li> </ul>	

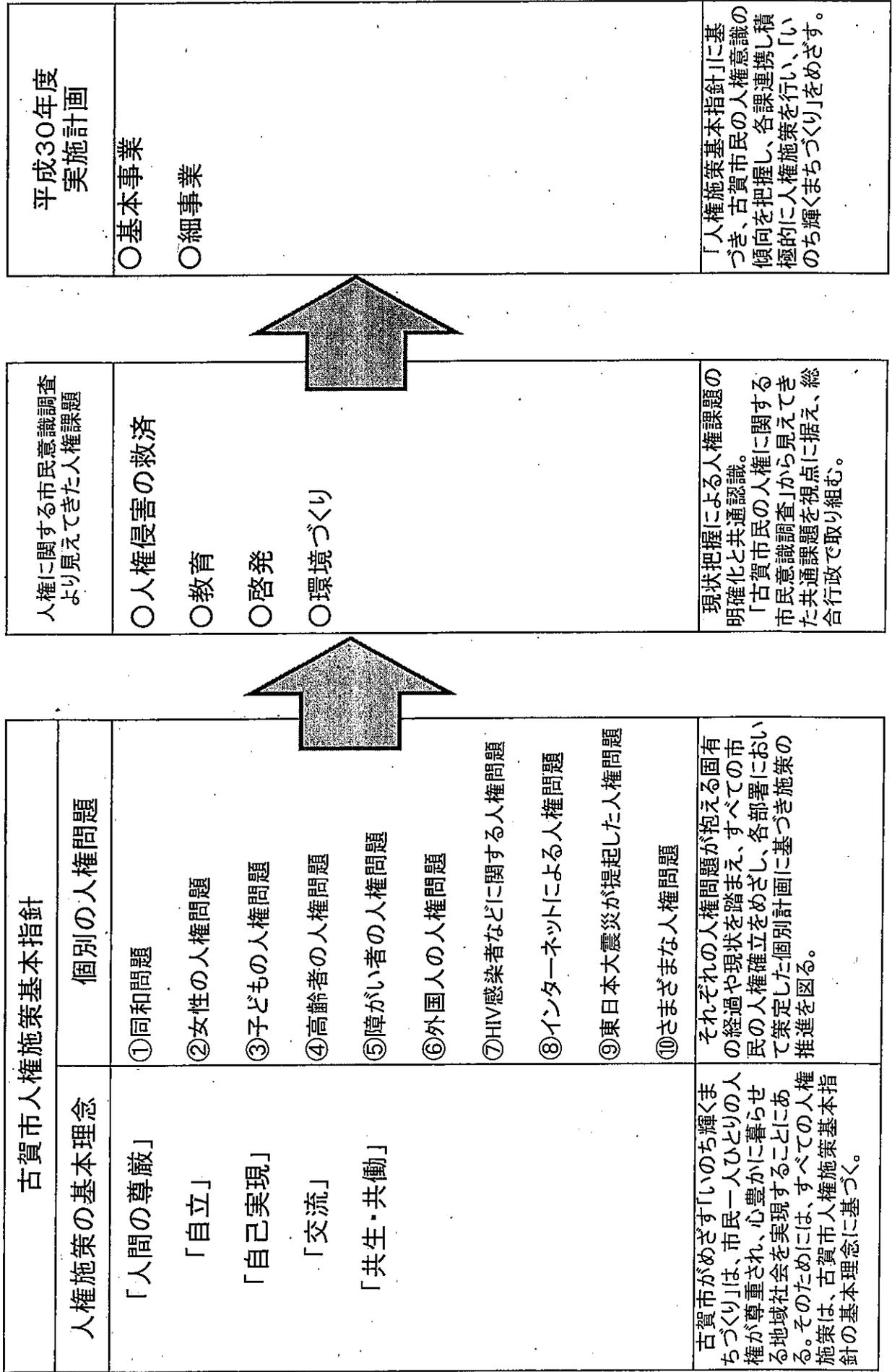
3. 子どもの人権問題	<b>主な根拠法令等</b> ○児童福祉法（S. 22） ○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（H. 11） ○児童虐待の防止等に関する法律（H. 12） ○青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律。（H. 20） ○いじめ防止対策推進法（H. 25） ○子ども・子育て支援事業計画（H. 27）	<b>最近の社会事象等</b> ○児童買春、児童ポルノ等の氾濫 ○学校におけるいじめ ○家庭内における暴力 ○児童虐待 ○子どもの貧困問題
	<b>施策の目的・方向性</b> ○「古賀市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを、社会全体で支援する環境を整備する。 ○『古賀町（市）「同和」保育基本方針』の精神を踏襲し、「人権を大切に作る心を育てる」保育をさらに推進する。 ○いじめの撲滅に向けた諸施策の展開を図る。 ○「児童虐待の防止等に関する法律」の意義を人権教育・啓発の場などを通して広める。 ○子どもの貧困対策について庁内関係課による推進委員会を設置。	
	<b>主な根拠法令等</b> ○老人福祉法（S. 38） ○高齢者等の雇用の安定等に関する法律（S. 46） ○高齢社会対策基本法（H. 7） ○介護保険法（H. 12） ○古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H. 12） ○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H. 18）	<b>最近の社会事象等</b> ○高齢者への虐待 ○認知症高齢者の増加 ○孤独死の増加
4. 高齢者の人権問題		

	<p><b>施策の目的・方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき施策の推進を図る。</li> <li>○高齢者への虐待の早期発見と防止を趣旨とする啓発の取組を推進する。</li> <li>○認知症高齢者の早期発見と予防を趣旨とする啓発の取組を推進する。</li> <li>○高齢者の人権侵害の問題を解決するため、社会全体で支援していくシステムの構築を図る。</li> <li>○民生委員、福祉委員などとの連携を強化し、高齢者の状況把握に努める。</li> </ul>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5. 障がい者の人権問題</p>	<p><b>主な根拠法令等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者福祉法（S. 24）</li> <li>○知的障害者福祉法（S. 35）</li> <li>○障害者基本法（H. 5）</li> <li>○古賀市障害者施策推進協議会設置条例（H. 11）</li> <li>○発達障害者支援法（H. 17）</li> <li>○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（H. 24）</li> <li>○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（H. 28）</li> </ul>	<p><b>最近の社会事象等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設等における障がい者への虐待</li> <li>○障がい者への差別発言</li> </ul>
	<p><b>施策の目的・方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「古賀市障害者基本計画」に基づき施策の推進を図る。</li> <li>○障がい者への差別や偏見の解消に向けて、より実効性のある教育・啓発に努める。</li> <li>○公共施設等の整備にあたっては、バリアフリー化を促進するなどユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入する。</li> </ul>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">6. 外国人の人権問題</p>	<p><b>主な根拠法令等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針（福岡県 H. 11）</li> <li>○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（H. 28）</li> </ul>	<p><b>最近の社会事象等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在日コリアンへの差別事象</li> <li>○外国籍を理由とした社会的排除行為</li> <li>○在日コリアンに対する差別を扇動する内容のピラのポスティング</li> <li>○ヘイトスピーチによる人権侵害</li> </ul>

	<b>施策の目的・方向性</b> ○外国人の人権問題に関する相談機能や人権侵害救済について他の自治体や関係機関と連携を図り取り組む。 ○多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進など諸施策の展開を進める。 ○すべての市民の生命・身体・財産を守るため、外国人にもわかりやすく公共施設等への誘導ができるよう表示等のあり方について研究する。 ○在日外国人の日常生活における制度上のさまざまな課題を解決するため調査・研究に努める。 ○「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」に基づく教育活動に努める。 ○在日コリアンなどに対する差別の現状を踏まえ、より一層の人権教育・啓発に取り組む。	
7. H I V感染者などに関する人権問題	<b>主な根拠法令等</b> ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (H. 11) ○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (H. 21) ○後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 (H. 24)	<b>最近の社会事象等</b> ○宿泊拒否の事象 ○ハンセン病患者に対する国の隔離政策は憲法違反とした熊本地裁判決 ○ハンセン病患者の裁判を隔離先の療養所などで行った「特別法廷」について、憲法違反であるとして最高裁が元患者に謝罪
	<b>施策の目的・方向性</b> ○偏見や差別の解消は行政の責務であるとの認識の下、啓発や広報活動に取り組む。 ○H I V等に関する正しい知識の普及を図る。	
	<b>主な根拠法令等</b> ○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (H. 13) ○人権教育・啓発に関する基本計画 (法務省・文部科学省 H. 14 閣議決定)	<b>最近の社会事象等</b> ○インターネット掲示板や携帯電話メール等での特定の個人や集団を誹謗中傷による人権侵害事象や、差別を助長する表現、有害な情報等の掲載 ○少年被疑者の実名・顔写真の掲載
8. インターネットによる人権問題	<b>施策の目的・方向性</b> ○利用者が、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについて正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努める。 ○インターネットにおける人権侵害に対して、法務局や警察等との連携を強化し、問題解決を図る。	

9 東日本大震災が提起した人権問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等
		○風評による人権侵害
	<b>施策の目的・方向性</b> ○人間の「絆」を大切にする心を学校教育や生涯学習、あらゆる啓発の場を通して培い、いのち輝くまちづくりに生かします。 ○風評による人権侵害は、災害地の人々だけの問題でなく、私たち自身の問題だという認識を共有するための教育・啓発に努める。 ○東日本大震災の教訓を風化させないよう、これからも、教育・啓発の教材として取り組む。	
10 さまざまな人権問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等
	○生活保護法（S. 25） ○ストーカー行為等の規制等に関する法律（H. 12） ○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（H. 14） ○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（H. 16） ○犯罪被害者等基本法（H. 17）	○元行政書士による戸籍の附票の不正請求
	<b>施策の目的・方向性</b> ○人権侵害救済法の実現に向け、関係団体等と連携し取組を進める。 ○職員の人権意識の向上を図り、職員一人ひとりが十分な人権感覚を養い、すべての施策において企画の段階から実施にいたるまで人権尊重の視点に立ち、自ら「いのち輝くまちづくり」に参画していくという自覚と使命感を持たせるため、職員研修の充実に努める。 ○性的少数者の人権問題も社会的に解決されていく必要があり、教育・啓発活動を推進する。	

# 平成30年度 実施計画の方向性



ページ	政策体系図	基本事業	所管課	個別の人権問題										人権課題						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	救済教育	啓発環境					
12	1-1-3-2	農業者育成事業	農林振興課	農政係																
13	2-1-2-3	し尿処理事業	環境課	海津木苑																
15	3-1-1-2	外国語教育促進事業	学校教育課	指導係																
16	3-1-1-3	小学校学力向上事業	学校教育課	学事係																
17	3-1-1-4	中学校学力向上事業	学校教育課	学事係																
18	3-1-2-4	児童生徒安全確保事業	学校教育課	学事係																
19	3-1-2-5	児童生徒生活環境改善事業	学校教育課	指導係																
20	3-1-2-6	不登校児童生徒学校生活適応支援事業	学校教育課	指導係																
21	3-1-2-11	小学校心の相談事業	学校教育課	指導係																
22	3-1-2-12	中学校心の相談事業	学校教育課	指導係																
23	3-1-2-15	小学校学習環境づくり支援事業	学校教育課	学事係																
24	3-1-2-16	中学校学習環境づくり支援事業	学校教育課	学事係																
25	3-1-2-19	進学支援事業	学校教育課	学事係																
26	3-1-6-1	特別支援教育事業	学校教育課	指導係																
27	3-2-1-1	社会教育推進事業	生涯学習推進課	社会教育振興係																
28	3-2-3-1	家庭・地域教育支援事業	生涯学習推進課	社会教育振興係																
29	3-3-1-4	児童館管理	青少年育成課	青少年育成係																
30	3-3-1-7	青少年問題対策事業	青少年育成課	青少年育成係																
31	3-3-1-8	青少年相談事業	青少年育成課	青少年育成係																
32	3-3-1-10	青少年活動推進事業	青少年育成課	青少年育成係																
33	3-3-1-10	青少年活動推進事業	隣保館																	
34	5-3-2-1	交通安全施設整備事業	建設課	土木係																
35	6-3-1-1	妊娠期待健康事業	子育て支援課	子育て支援係																
36	6-4-1-1	子ども発達支援事業	子育て支援課	家庭支援係																
37	6-4-1-2	子育て支援事業	子育て支援課	子育て支援係																
38	6-4-1-6	子育て家庭訪問事業	子育て支援課	子育て支援係																
39	6-4-1-7	出産支援事業	子育て支援課	家庭支援係																
40	6-4-2-1	保育所地域活動推進事業	子育て支援課	家庭支援係																
41	6-4-3-1	ひとり親家庭等自立支援事業	子育て支援課	子育て支援係																
42	6-4-4-1	児童権利擁護事業	子育て支援課	家庭支援係																
43	6-5-1-4	高齢者社会参画支援事業	介護支援課	介護予防係																
44	6-5-2-1	高齢者包括支援事業	介護支援課	包括支援センター係																
45	6-5-2-2	高齢者権利擁護事業	介護支援課	包括支援センター係																

- 個別の人権問題
1. 同和問題
  2. 女性の権利問題
  3. 子どもの人権問題
  4. 高齢者の権利問題
  5. 障がい者の権利問題
  6. 外国人の権利問題
  7. HIV感染者などに関する権利問題
  8. インターネットによる権利問題
  9. 東日本大震災が提起した権利問題
  10. さまざまな権利問題
- 人権課題(略称)
- 人権課題(略称)
- 人権侵害の救済(救済)
- 教育(教育)
- 啓発(啓発)
- 環境づくり(環境)
- ※左記の表における個別の人権課題及び人権課題は基本事業において主に取り組むもののみに印をつけているもので、基本事業の取組範囲を限定するものではありません。



部	担当課
建設産業部	農林振興課

個別の人権問題	2				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	1	1	3	2	農業者育成事業	16
個別計画						
基本事業の概要	女性農業者を対象に研修会等を実施し、経営能力の向上、経営参画促進を図ることに より、女性は単なる労働力ではなく経営主体の一員であるという意識の向上を図る。					
基本事業の構成	.1 女性農業者育成事業					
事業の細						

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	○女性農業者協議会会議開催：9回 視察やつどい等の行事の計画を中心に協議会を開催。 ○古賀市女性農業者主催のワールドカフェを実施 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>9</td> </tr> </table>					平成29年度	参加人数	9			
		平成29年度									
	参加人数	9									
○女性農業者協議会員及び一般農業女性の意識向上と先進地学習活動の一環として視察研修 を毎年開催している。今年度は福岡市東区に新しく完成したベジフルスタジアムと、糸島市 の久保田農園へ視察研修を実施 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>39</td> <td>33</td> <td>27</td> </tr> </table>					平成27年度	平成28年度	平成29年度	参加人数	39	33	27
	平成27年度	平成28年度	平成29年度								
参加人数	39	33	27								
○女性農業者の活動PR：男女共同参画フォーラム、まつり古賀のイベントに参加。農産物 や農産物加工品を販売し、消費者との交流を図った。 ○女性市議会議員との意見交換会：女性農業者が抱える問題を農林振興課と市議会とで共有 することによって、今後の施策につなげる。 ○人権研修会：認定農業者協議会と合同開催で、し尿処理施設「海津木苑」の設置に至るま での経緯や、海津木苑が取り組んでいる「排育」について研修会を実施。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>女性農業者協議会</td> <td>認定農業者協議会</td> <td>農林振興課</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> </table>				平成29年度	女性農業者協議会	認定農業者協議会	農林振興課	参加人数	3	11	3
平成29年度	女性農業者協議会	認定農業者協議会	農林振興課								
参加人数	3	11	3								
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○平成29年度に初めて実施したワールドカフェでは、幅広い世代の女性農業者が参加し、さ まざまな考えや悩み等についての意見交換の場を提供でき、今後の活動に向け参考となる有 意義な機会を提供できた。 ○イベントに参加したことで、女性農業者の活動を広く周知することができた。 【課題】 ●女性農業者の減少や担い手の確保については引き続き課題である。 ●女性農業者が抱える悩みや問題を解決していくための取組が必要である。 ●人権研修会では、参加された方は理解いただけたとのアンケート結果だが、更に地域に広 めるために、今後も研修会を実施するとともに参加人数を増やすための周知・啓発方法を 検討する必要がある。										

【平成30年度の事業計画】

方向性	○女性の視点からの発想を地域に反映させるために、女性の積極的な経営への参入や、女性 が活躍できる6次産業化に向けた施策を展開。 ○平成21年度に発足した農村加工所については、引き続き安定した経営を維持する。
計画	○女性農業者が積極的に経営に参入できるよう、必要な技術や能力向上に向けた施策を行 う。そのために、女性農業者が何を求めているか、何を必要としているのか意見交換の場を 設ける。 ○農村加工所の運営については、引き続き必要に応じた支援を行う。 ○人権研修については、今後も継続して実施する。

様式①

部	担当課
市民部	環境課

個別の人権問題	1・8				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	
	2	1	2	3	し尿処理事業	22
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市民を対象に、旧し尿処理施設撤去課題を踏まえ、し尿処理施設やそこで働く人、施設周辺地域に対する差別や偏見を無くすとともに、施設の重要性や必要性等について理解認識を高めるため、啓発・研修事業を行う。					
成 基 本 事 業 の 細 事 業 を 構 成	1 し尿処理情報発信事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	○まつり古賀におけるパネル等の展示。(施設啓発)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	来場人数	約500	約450	約400
	○食の祭典におけるパネル等の展示(施設啓発)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	来場人数	約150	約360	約550
	○ししぶ交流センターにおけるパネル展示等。(処理工程、設置経緯、排育等)			
	○市内小・中学校新転任管理職施設研修実施。	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加人数	8	7	4
	○古賀市新規採用職員施設研修実施。	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加人数	23	13	15
	○海津木苑関係職員の施設に関わる課題解決に向けた研修。	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加人数	2	2	2
	○古賀市内外団体等を対象とした施設研修の受け入れ。	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加人数	130	241	160
	○市内8小学校、新宮町立新宮東小学校4年生を対象とした施設見学。	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	市内8小学校(人)	556	519	594
新宮東小学校(人)	155	112	132	
○古賀市まちづくり出前講座の実施。(平成29年度4回)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
参加人数	未実施	84	114	
○施設啓発物品(平成29年度は「定規」)の作製:1,300本				

事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○出前講座：市広報紙（5・9月号）において「出前講座」や「施設啓発」のお知らせ記事を掲載するとともに、区長会（10月期）でも説明と案内を行ったことにより、農業委員会をはじめ、市民団体からの出前講座の申し込みがあり、昨年度より参加者が増えた。</p> <p>○まつり古賀や食の祭典などのイベント時に啓発ブースなどを設け、啓発物等を配布したことにより、し尿処理施設は重要かつ必要な施設であることや、排泄の大切さを発信できた。</p> <p>【課題】</p> <p>●食品加工団地「食の祭典」等において、海津木苑施設に関する啓発効果を高めるため、地域や関係機関団体等との協働の可能性について検討していく必要がある。</p>
-------------	--

【平成30年度の事業計画】

方向性	<p>○30年度においても、し尿処理情報発信事業として継続し、新・旧し尿処理施設の撤去受入に関わる課題解決へ向けた啓発を実施していく。</p>
計画	<p>○まつり古賀・食の祭典をはじめ公共施設における施設啓発パネル展示等。（処理工程・設置経過・排育等）</p> <p>○海津木苑出前講座の実施。</p> <p>○市内小・中学校新転任管理職等学校関係職員の施設研修受け入れ。</p> <p>○古賀市新規採用職員施設研修受け入れ。</p> <p>○市内8小学校4年生及び古賀市内外団体等の施設研修・見学受け入れ。</p> <p>○施設啓発定規の作製。（約1,200本）</p> <p>○海津木苑「施設見学」及び「出前講座」に関するお知らせを市広報紙に掲載。</p> <p>○施設啓発冊子の増刷：1,000部。</p> <p>○「生命光る町に」の上映（鹿部地域等）</p>

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	1	2	外国語教育促進事業	28
個別計画						
基本事業の概要	市内小・中学校児童生徒を対象にALTを活用した外国語教育を実施することで、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもつ人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。					
基本事業を構成する事業	1 中学校外国語教育促進事業					
	2 小学校外国語教育促進事業					
	3 英会話体験学習事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○国際化の進展に対応する教育の充実を図るために、ALTを活用した英語による実践的コミュニケーション力の育成に努めた。</p> <p>1. 中学生に対するチームティーチング授業：3中学校において月～金の間で実施</p> <p>2. 小学生に対するチームティーチング授業：8小学校において月～金の間で実施</p> <p>3. 英会話教室：夏季休業中に2週間実施</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延参加人数</td> <td>730</td> <td>713</td> <td>626</td> </tr> <tr> <td>希望者数(実数)</td> <td>213</td> <td>194</td> <td>227</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度より、1・2年生は2日コースを2回 3～6年生は4日コースを2回</p> <p>○外国語活動・外国語科小中連携研修会を市教育委員会主催研修会に位置付け、外国語教育担当教員やALT等を対象に2回実施した。</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	延参加人数	730	713	626	希望者数(実数)	213	194
	平成27年度	平成28年度	平成29年度									
延参加人数	730	713	626									
希望者数(実数)	213	194	227									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ALT3名を各中学校区に配置。小・中学校で継続して英語に触れることで、言語や生活習慣及び文化の違いを認め合う心を育むことができた。</p> <p>○授業はもちろん授業以外や英会話教室においても、ALTとのあいさつや会話を交わすところからコミュニケーション力を育むことができた。</p> <p>○新規ALTに年度途中で替わったが、配属先の教職員等の協力を得てALTの人権に配慮することにより、新規ALTは日本での生活に順応することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●平成32年度の外国語科(小学校5, 6年生)・外国語活動(小学校3, 4年生)の完全実施に向け、研修等を通して学校への支援を図る必要がある。</p>											

【平成30年度の事業計画】

方向性	<p>○多文化共生社会の実現を見据え、児童生徒の英語によるコミュニケーション力を向上させるため、教職員やALTの研修等さらなる充実を図る。</p> <p>○平成32年度の完全実施に向けた移行期の支援を行う。</p>
計画	<p>○楽しい英語学習や英会話教室を通じ、国際化への関心を高め、言語や生活習慣及び文化の違いを認め合う心を育む。</p> <p>○外国語教育のさらなる充実を図るため、教員とALTが連携し合って授業改善を図ることができるよう、研修会を実施する。</p>

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	1	3	小学校学力向上事業	28
個別計画						
基本事業の概要	市内小学校を対象に学習支援アシスタントの派遣を行うことと、全ての児童の学力の保障を図る。また、外国人児童の急な転入の際、日本語指導教師の派遣を行い、異文化や多様性に配慮することにより、児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。					
成基本する事業を構	1 小学校学習支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	○以下のように、市内小学校に学習支援アシスタントの派遣、市費講師の配置を行った。			
	学習支援アシスタント派遣			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	8校登録人数	161	97	106
	派遣回数	1,588	1,410	1,260
事業の成果・評価・課題	日本語指導講師派遣：舞の里小学校（アラビア語）			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	派遣回数	57	26	0
	※平成29年度は、県費教職員による指導を実施したため0回			
	<p>【成果・評価】</p> <p>○学習支援アシスタントの活用により、習得が不十分な学習内容において重点化した補充指導を行うことができ、漢字や計算等、基礎基本の確実な定着につながった。</p> <p>○日々の授業において支援が必要な児童に個別に対応することで、児童は安心してわからないところを尋ねることができ、自力解決につながった。</p> <p>○人的配置により、放課後補充教室においてもきめ細かな指導を行うことで、自分のペースで学ぶことができ、学習意欲の向上が見られた。</p> <p>【課題】</p> <p>●学習支援アシスタントの確保を行い、指導体制のさらなる充実を図る。</p>			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○全ての児童の学力保障に向け、学習支援アシスタント及び、必要に応じて日本語を母国語としない児童に日本語指導講師を派遣する。
計画	○小学校学力向上事業を継続実施し、児童の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図り、指導を充実させる。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	1	4	中学校学力向上事業	28
個別計画						
基本事業の概要	市内中学校を対象に学習支援アシスタントの派遣を行うことで、全ての生徒の学力と進路の保障を図る。また、外国人生徒の急な転入の際、日本語指導講師の派遣を行い、異文化や多様性に配慮することにより、生徒が安心して学校生活を送ることができるようになる。					
成基 す本 る事 業を 細事 業を 業構	1 中学校学習支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	○以下のように、市内中学校に学習支援アシスタントを派遣した。 学習支援アシスタント派遣			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	3校登録人数	34	40	26
	派遣回数	515	555	349
	日本語指導講師派遣：古賀北中学校（アラビア語）			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	派遣回数	58	24	0
	※ 平成29年度は、県費教職員による指導を実施したため0回			
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○習得が不十分な学習内容において重点化した補充指導を行うことができ、生徒の基礎学力の定着を図ることができた。</p> <p>○学習支援アシスタントの活用により、日々の授業において個のつまずきに応じた指導を行うことができ、学習意欲の向上や自力解決の達成感につながった。</p> <p>○別室登校の生徒に対し、基礎基本の学習を中心にきめ細かな個別指導を行うことで、生徒は質問しながら自分のペースで学ぶことができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●学習支援アシスタントの確保を行い、指導体制のさらなる充実を図る。</p>			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○全ての生徒の学力と進路の保障のために、学習支援アシスタント及び、必要に応じて日本語を母国語としない生徒に日本語指導講師を派遣する。
計画	○中学校学力向上事業を継続実施し、生徒の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図り、指導を充実させる。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	2	4	児童生徒安全確保事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内小・中学校を対象に、安心・安全な環境整備を行うことで、児童生徒の尊い命を守ることができるようにする。					
基本事業の細事を構成する事業	1 防犯ブザー普及促進事業					
	2 小・中学生安全情報配信事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 防犯ブザー支給（平成28年度から市が全額負担）			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	支給個数	343	626	580
	※平成27年度は希望者のみ			
	2. 学校安心メールシステムの活用により、不審者情報を学校や保護者に伝え、児童生徒の安全対策を図った。			
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各校で安全教室等を実施したことで、児童は自分で自分の命を守るための具体的方法を学ぶことができ、児童生徒の安全対策につなげることができた。</li> <li>○「学校安心メールシステム」の活用により、不審者情報の共有化と注意喚起を行うことができ、子どもの安全確保につながった。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯ブザーの誤報や早期故障が多く、対応が必要。</li> </ul>			

【平成30年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯ブザーを安全笛に切りかえ、その有効活用を通して子どもが自分自身でも安全を確保できるようにする。</li> <li>○児童生徒の安心・安全を守るために、継続して学校安心メールシステムの活用を実施する。</li> </ul>
計画	○学校安心メールシステムの確実な運用等を継続して、児童生徒の安心・安全を守る。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	2	5	児童生徒生活環境改善事業	29
個別計画						
基本事業の概要	教育を受けることそのものが人権であるという観点から、いじめや不登校、家庭的背景などを理由に学習機会が奪われることのないよう、スクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒が置かれた環境の改善を図る。					
成基 す本 る事 業を 細業 を構 業	1 児童生徒生活環境改善事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○スクールソーシャルワーカーを配置して、主に以下の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーの活用を通して、学校が児童生徒の問題の背景や原因を正しくとらえ、子どもの内面や課題を把握できるようにした。</li> <li>・スクールソーシャルワーカーが家庭に関わることで、子どもの人権を守るために、保護者支援も行うことができるようにした。</li> <li>・スクールソーシャルワーカーが家庭に出向き、不登校児童生徒への対応ができるようにした。</li> <li>・児童相談所等関係機関とも連携して、子どもの人権を守るためのネットワークを強化した。</li> <li>・保護者、教職員等の求めに応じ、校内においてスクールソーシャルワーカーが相談に応じたり情報提供を行ったりすることができるようにした。</li> <li>・教職員対象の校内研修会の講師としても活用し、日頃の児童生徒理解に生かすことができるようにした。</li> </ul>
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○スクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者への支援、また教職員への指導・助言等によりいじめ問題の解決や不登校の改善・学校復帰等につなげることができた。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会や校内委員会における情報共有及び関係機関との連携により、課題を抱える世帯の環境改善や緊急時の早期対応へとつなげることができた。</p> <p>○就学前から小・中学校へとつながるケースもあり、情報の共有やスムーズな連絡体制を維持・継続することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●児童生徒本人の悩みや困り感を的確にとらえ、学校がチームとして対応できるよう支援すること。</p>

【平成30年度の事業計画】

方向性	<p>○いじめ、不登校等を起こす背景には、家庭や学校、友人、地域状況等のさまざまな事情があり、学校だけでは解決が困難なケースが多く、福祉等に関して専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーの存在は大きい。配置を継続することで、いじめや不登校、家庭的背景などを理由に学習機会が奪われないようにする。</p>
計画	<p>○子どもの人権を守るために、スクールソーシャルワーカーの計画的活用と緊急対応を行う。</p> <p>○人権尊重の視点に立った子どもや保護者への関わり方について、各校でスクールソーシャルワーカーの指導・助言を日々の児童生徒理解に生かすよう支援する。</p>

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	2	6	不登校児童生徒学校生活適応支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	教育を受けることそのものが人権であるという観点から、市内小・中学校に在籍する不登校児童生徒を対象に、適応指導教室を開設運営し、学ぶ場を保障するとともに、スタッフを対象とした人権尊重の視点に立った研修会を行い、社会・集団への適応と不登校の改善や学校復帰を図る。					
成す基本事業の概要	1 不登校児童生徒学校生活適応支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	○不登校児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善を図り、興味・関心、特性に応じた弾力的な指導及び相談事業を行った。 ・あすなる教室：学習活動（ほぼ毎日）、体験活動（月1回） ・スクールカウンセラーによる適応指導教室でのカウンセリング												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>人数（延）</td> <td>111</td> <td>84</td> <td>70</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	回数	10	10	10	人数（延）	111	84	70
		平成27年度	平成28年度	平成29年度									
	回数	10	10	10									
	人数（延）	111	84	70									
	・スクールカウンセラーによる小学校への巡回相談（1校当たり3回）												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>相談回数</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	相談回数	24	24	24				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度										
相談回数	24	24	24										
・カウンセラー・指導員合同会議													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	開催回数	10	10	10					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度										
開催回数	10	10	10										
・適応指導教室・少年センター連絡会議													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	開催回数	2	2	1					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度										
開催回数	2	2	1										
・適応指導教室関係者研修会													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	開催回数	1	1	1					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度										
開催回数	1	1	1										
事業の成果・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○指導員や学生によるヤングアドバイザーが児童生徒に寄り添い、個に応じた支援に取り組むことで、学校へのチャレンジ登校や不登校の改善・学校復帰につなげることができた。</p> <p>○指導員対象の研修会等で個別の支援方針の作成や成果・課題を記録する方法だけでなく、児童生徒への関わり方を学ぶことを通して、日々の支援に生かすことができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●平成30年度から適応指導教室が移転し単独施設となることから、事業の継続性を担保し、支援体制を充実させること。</p>												

【平成30年度の事業計画】

方向性	○教育相談をはじめ、体験活動や自主学習を通じて、人間的成長と社会的自立を促す援助を行うとともに、集団生活に適応できるよう支援をしながら、不登校の改善や学校復帰をめざす。
計画	<p>○一人ひとりの人権が尊重される人間関係づくり、学習活動づくり、環境づくりに取り組む。</p> <p>○スクールカウンセラーによる巡回相談を行い、学校に対し、児童生徒や保護者に対する支援の方法について共有化できるようにする。</p> <p>○適応指導教室に室長を配置し、新たな場所で新しい支援体制のもと環境整備を行う。</p>

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3	人権課題	環境			
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	2	11	小学校心の相談事業	29
個別計画						
基本事業の概要	全ての児童が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう、心の教室相談員を配置し、さまざまな悩みや不安を抱えている児童に対して相談・話し相手になり、ストレスを和らげることで、子どもの人権が尊重される環境づくりを図る。					
成 基 本 事 業 の 細 業 を 構 成	1 小学校相談機能向上事業					
	2 小学校心の教室相談事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	<p>○各小学校に心の教室相談員を配置し、悩み相談・話し相手になり、児童のカウンセリングを行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談員活用時間</td> <td>2,004</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○心の教室相談員の人権感覚を磨き、力量を高めるための研修会を行った。（年3回）</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	相談員活用時間	2,004	2,000	2,000
		平成27年度	平成28年度	平成29年度					
相談員活用時間	2,004	2,000	2,000						
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○各小学校に心の教室を設け相談員を配置したことで、児童は休み時間等遊びも兼ねて気軽に立ち寄ることができ、相談員と話をすることで学校や家庭生活の不安や悩みの軽減、安心感の増大につながった。</p> <p>○専門家による人権尊重の視点に立った研修会を通して、心の教室相談員の人権感覚を磨き力量を高めたり、学校関係者との連携を強めたりすることができた。</p> <p>○心の教室相談員を継続して配置し、児童に対してカウンセリングを行うことにより、いじめや不登校等の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●要望に応じて保護者のカウンセリングを行うことができることを周知すること。</p>								

【平成30年度の事業計画】

方向性	○児童を取り巻く環境の複雑化・深刻化が増す中、児童はさまざまな悩みや不安を抱え、ストレスを抱え込んでいる現状がある。そこで、全ての児童が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう心の教室相談員を配置して、心の相談事業を継続実施する。
計画	○心の教室相談員が児童の悩み相談、話し相手になることで、不安・悩みの軽減、いじめや不登校等の未然防止、問題に対する早期対応を図る。 ○不登校児童及びその保護者、担任等の悩みや心配事の軽減、解消に努める。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	2	12	中学校心の相談事業	29
個別計画						
基本事業の概要	全ての生徒が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう、心の教室相談員を配置して、さまざまな悩みや不安を抱え込んでいる生徒に対して相談・話し相手になり、ストレスを和らげることで、子どもの人権が尊重される環境づくりを図る。					
成 本 事 業 の 細 業 を 構 成	1 中学校相談機能向上事業					
	2 中学校心の教室相談事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	<p>○各中学校に心の教室相談員を配置し、悩み相談・話し相手になり、生徒のカウンセリングを行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談員活用時間</td> <td>752</td> <td>750</td> <td>727</td> </tr> </tbody> </table> <p>○心の教室相談員の人権感覚を磨き、力量を高めるための研修会を行った。(年3回)</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	相談員活用時間	752	750	727
		平成27年度	平成28年度	平成29年度					
相談員活用時間	752	750	727						
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○各中学校に心の教室を設け相談員を配置したことで、生徒は休み時間等気軽に立ち寄って相談員と話をすることができ、受験等に対する不安、学級や部活動の人間関係、家族関係等に対する悩みの軽減、安心感の増大につながった。</p> <p>○専門家による人権尊重の視点に立った研修会を通して、心の教室相談員の人権感覚を磨き力量を高めたり、学校関係者との連携を強めたりすることができた。</p> <p>○心の教室相談員を継続して配置しカウンセリング等を行うことにより、いじめや不登校等の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●要望に応じて保護者のカウンセリングを行うことができることを周知すること。</p>								

【平成30年度の事業計画】

方向性	○生徒を取り巻く環境の複雑化・深刻化が増す中、生徒はさまざまな悩みや不安を抱え、ストレスを抱え込んでいる現状がある。そこで、全ての生徒が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう心の教室相談員を配置して、心の相談事業を継続実施する。
計画	○心の教室相談員が生徒の悩み相談、話し相手になることで、不安・悩みの軽減、いじめや不登校等の未然防止、問題に対する早期対応を図る。 ○不登校児童及びその保護者、担任等の悩みや心配事の軽減、解消に努める。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	2	15	小学校学習環境づくり支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内小学校を対象に、新しい環境になじめず学習や集団生活に困難が生じがちな1年生児童の支援と担任の補助を行うための学級補助員と、少人数学級編制による少人数指導のための市費講師を配置することにより、全ての児童の学力の保障と学級の安定を図る。					
成基 する 本 事 業 の 細 事 業 を 構 成	1 小1プロブレム対策事業					
	2 小学校少人数指導推進事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	○以下のように、市内小学校に小1プロブレム対策学級補助員と少人数学級対応講師の配置を行った。																		
	<p>1. 小1プロブレム対策学級補助員配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人数</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各小学校1名ずつであるが、3学級以上の小学校は各2名の配置)</p> <p>2. 小学校少人数学級対応講師配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人数</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>					平成27年度	平成28年度	平成29年度	配置人数	11	13	12		平成27年度	平成28年度	平成29年度	配置人数	8	8
	平成27年度	平成28年度	平成29年度																
配置人数	11	13	12																
	平成27年度	平成28年度	平成29年度																
配置人数	8	8	9																
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○担任と小1プロブレム対策学級補助員が連携して、個に応じたきめ細かな学習指導を行うことで、児童は落ち着いて学習に取り組むことができ、基礎基本の確実な定着につながった。</p> <p>○学習時間だけでなく休み時間にも支援が必要な児童に関わり、着替えや遊び等生活指導で見守りを行ったことが、学校生活に徐々に適応する上で効果的だった。</p> <p>○遊び等でトラブルがあったときに、即その場で声かけやアドバイスをを行い、集団生活に必要な規範意識の醸成を図ることができた。</p> <p>○少人数学級対応講師の活用により、自分のペースで学ぶことができ、学習意欲の向上や基礎学力の定着につながった。</p> <p>○担任だけでなく少人数学級対応講師からも学習面の頑張りや伸びが認められることで児童は自信をもち、自尊感情を高めることにつながった。</p> <p>【課題】</p> <p>●小1プロブレム対策学級補助員や少人数学級対応講師に対する研修の充実を図る。</p>																		

【平成30年度の事業計画】

方向性	○全ての児童の学力を保障し、一人ひとりの可能性の伸長と自立を促すために必要な事業であるため、継続して実施する。
計画	○小学校学習環境づくり支援事業を実施し、引き続き、個に応じたきめ細かな学習指導・生活指導の充実を図る。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	2	16	中学校学習環境づくり支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内中学校を対象に少人数学級編制による少人数指導のための市費講師を配置することにより、全ての生徒の学力と進路の保障を図る。					
基本事業の細業を構成	1 中学校少人数指導推進事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○以下のように、市内中学校に少人数学級対応講師の配置を行った。</p> <p>中学校少人数学級対応講師配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年度は中1ギャップ対策講師を配置</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	配置人数	6	6	6
		平成27年度	平成28年度	平成29年度					
配置人数	6	6	6						
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○市費講師を配置することで、少人数学級編制による少人数指導をよりきめ細かに行うことができ、落ち着いた学習環境を保障することにつながった。</p> <p>○少人数学級対応講師の存在により、生徒にとってわからないところをその場で尋ねやすく、質問しながらも何とか自分で問題を解決しようとする意欲の向上が見られた。</p> <p>○放課後補充教室においても、少人数学級対応講師の活用により自分のペースで学ぶことができ、学習意欲の向上や基礎学力の定着につながった。</p> <p>○体育会やクラスマッチ等の学校行事でも、担任等と連携しながら配慮を要する生徒に関わり支援することで、周囲から認められた生徒が自尊感情を高めることにつながった。</p> <p>【課題】</p> <p>●少人数学級対応講師の確保と研修の充実を図る。</p>								

【平成30年度の事業計画】

方向性	○全ての生徒の学力と進路の保障に向け、きめ細かな指導を行うための少人数学級対応講師を配置する。
計画	○中学校少人数指導推進事業を実施し、引き続き、個に応じたきめ細かな学習指導・生徒指導の充実を図る。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	2	19	進学支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	経済的な理由で高等学校等への進学が困難な生徒を対象に、入学支援金を支給することにより進路実現を支え、生徒の学ぶ権利を保障することができるようにする。					
基本事業を構成する事業	1 高等学校等進学費用負担軽減事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○中学3年生の保護者に対し、各学校を通じて高等学校等入学支援金の申請書及び要項を配付するとともに市公式ホームページに掲載し、広く市民へ周知した。</p> <p>支給額：公立高校 40,000円、私立高校 55,000円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給者数</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立高校進学者</td> <td>37</td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>私立高校進学者</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>私立高校専願進学者</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>○奨学金等に関するリーフレット「夢をあきらめないで」に加え、そのダイジェスト版（「展望」～夢をあきらめないで～）を市内小中学校全児童生徒に配付し、全ての児童生徒の学び続ける姿を支援するための情報提供と保護者への啓発を行った。</p>	支給者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	公立高校進学者	37	36	35	私立高校進学者	24	19	10	私立高校専願進学者	9	11	14
	支給者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度													
公立高校進学者	37	36	35														
私立高校進学者	24	19	10														
私立高校専願進学者	9	11	14														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○高等学校等入学支援金によって、経済的理由で進学を断念することがないように支援ができ、将来の就労や夢を見据えた進路実現を支えることができた。</p> <p>○高等学校等入学支援金の拡充に向け、平成30年度入学者から、世帯収入の合計が生活保護基準額の1.3倍から1.5倍に判定基準を見直すことができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●判定基準変更に係る周知と、申請漏れを防ぐ取組。</p>																

【平成30年度の事業計画】

方向性	<p>○進学を希望するすべての生徒の進路保障のために継続して実施し、平成30年度入学者から拡充した判定基準のもと、広く支援を行う。</p>
計画	<p>○申請漏れがないように、各中学校との連携、行事予定表・市公式ホームページなど広報を通じた周知を計画的に行う。</p> <p>○古賀市教育委員会版「夢をあきらめないで」（リーフレット）の改編作業を、古賀市学校人権教育研究協議会と連携して行う。</p>

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3・5				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	1	6	1	特別支援教育事業	29
個別計画						
基本事業の概要	全ての児童生徒の就学機会を保障するために、障がいのある児童生徒が十分に個に応じた教育を受けることができるための合理的配慮及びその環境整備をめざすための就学支援体制の充実を図る。					
成 基 本 事 業 を 構 成 す る 細 事 業	1 通級指導教室事業 2 就学支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	○障がいのある児童生徒に対し、個に応じたきめ細かで適切な指導を行うため、関係機関との連携を図ると同時に、就学相談体制の充実を図った。								
	言語通級指導教室事業								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>入級者数</td> <td>37</td> <td>46</td> <td>38</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	入級者数	37	46	38
		平成27年度	平成28年度	平成29年度					
	入級者数	37	46	38					
LD・ADHD通級指導教室									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>入級者数</td> <td>30</td> <td>34</td> <td>40</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	入級者数	30	34	40	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度						
入級者数	30	34	40						
就学相談事業：7月に実施									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>相談者数</td> <td>13</td> <td>23</td> <td>7</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	相談者数	13	23	7	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度						
相談者数	13	23	7						
就学支援事業：就学支援委員会（6回）									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>対象児童生徒数</td> <td>91</td> <td>120</td> <td>134</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	対象児童生徒数	91	120	134	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度						
対象児童生徒数	91	120	134						
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員による行動観察や検査に基づき、学校内では日々の適切な支援について見直すことができた。</p> <p>○個に応じた適切な支援ができるよう、就学支援委員会を開催し、保護者に十分な情報提供と説明を行ったことで、保護者や児童生徒の不安や心配を軽減することができた。</p> <p>○校内委員会やケース会議を通して、校内における支援体制の充実や保護者との連携にもつながった。</p> <p>○研修を通じ、教育支援に関わる考え方と見通し、配慮すべき事項を明確にして、支援のさらなる充実を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●支援を要する児童生徒が増えており、各校の特別支援教育コーディネーターを核にしなが ら、学校がチームとして取り組むことができるよう支援する必要がある。</p>								

【平成30年度の事業計画】

方向性	○全ての児童生徒の就学機会を保障し、児童生徒一人ひとりの特性や課題に応じた学力と進路の保障のためにも、継続して実施する。
計画	○特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員2名を継続配置し、特別支援教育に関する研修・授業改善及び学校現場へのさらなる支援の充実を図る。 ○各学校に配置している特別支援教育支援員の研修を充実させ、支援を要する児童生徒に対応できる体制づくりを行う。

様式①

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	2	1	1	社会教育推進事業	31
個別計画						
基本事業の概要	社会教育関係団体等に対して、各種講座を開催し、市民と共働した社会教育活動を充実させることで、子育てや介護をはじめさまざまな生活課題への正しい理解や取組を促進させる。					
成基 す本 る事 業細 事を 業構	1 社会教育関係団体活動支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な 事業 内容	○古賀市3中学校PTA合同思春期講演会 日 時：平成29年9月23日（土） 対 象：市内3中学校PTA、一般市民 テーマ：「うちの子、最高！」 講 師：家庭教育アドバイザー 熊丸 みつこ 氏							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>68</td> <td>98</td> <td>117</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	参加者数	68	98
	平成27年度	平成28年度	平成29年度					
参加者数	68	98	117					
事業 の成 果・ 評 価・ 課 題	○古賀市子ども会育成会連合会研修会 日 時 平成29年11月1日（水） 対 象 古賀市子ども会育成会連合会（校区役員、単位役員） テーマ 「認知症と向き合おう」 講 師 古賀市人権センター職員							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>48</td> <td>49</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	参加者数	48	49
	平成27年度	平成28年度	平成29年度					
参加者数	48	49	40					
事業 の成 果・ 評 価・ 課 題	【成果・評価】 ○子育てに関わる人たちの不安をやわらげたり、知識を得られるような機会を提供することができた。 ○より多くの参加を促すため、学校を通じた保護者への呼びかけなど、対象者に応じた周知に努めた。							
	【課題】 ●人権等について考える機会をより多くの方に提供するため、時間や場所、内容など更に工夫する必要がある。							

【平成30年度の事業計画】

方向性	○平成30年度も引き続き、本市の生活課題をふまえた事業を行う。また、学校、保護者、地域が連携し、子どもの成長や学習を支えるPTCAなどと連携した社会教育の推進に努める。
計画	○古賀市3中学校PTCA合同思春期講演会 平成30年 9月22日（土） ○古賀市子ども会育成会連合会研修会 平成30年10月頃

様式①

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

個別の人権問題	6				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	2	3	1	家庭・地域教育支援事業	31
個別計画						
基本事業の概要	家庭教育に関する講演会、講座等を開催することによって、家庭の教育力を高め、志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子どもを育てる。また、ボランティアスタッフと連携し、市民講座を企画・運営することによって、学習に励み、学習を楽しみ、その成果を活かしながら、地域や社会での関わりを見つけ豊かで活力ある人づくり・まちづくりをめざす。					
基本事業を構成する細事業	1 地域教育力向上事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	○日本語以外の言語を母国語とする人たちに、日本語の能力を身につけるための教室を開催する。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>45</td> <td>35</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>生徒数</td> <td>9</td> <td>23</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> (内訳：ベトナム12人、パキスタン2人、チェコ1人、中国1人、台湾1人、アフガニスタン2人、フィリピン4人、フランス1人、インドネシア1人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施回数	45	35	41	生徒数	9	23
	平成27年度	平成28年度	平成29年度									
実施回数	45	35	41									
生徒数	9	23	25									
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○市内に居住する日本語以外の言語を母国語とする人たちの日本語習得に寄与することができた。日本語の理解が進むことにより、日常生活や仕事をしていくうえでコミュニケーションを円滑に進められ、身の回りの課題解決や自立に役立っている。 ○受講生同士の情報交換等により、日本での生活不安の解消にもつながっている。  【課題】 ●市広報紙（年1回）や市公式ホームページにて事業紹介をしているが、受講生等は、インターネット等の通信手段で情報収集をしている傾向であることから、今後も市公式ホームページ等での情報発信の充実を図りたい。 ●指導者の高齢化による後継者の育成、受講者増への指導体制の充実が今後の課題となっている。											

【平成30年度の事業計画】

方向性	○日本語の理解ができず生活に支障をきたしている人はまだ存在していると推測されるため、広報を強化しつつ、事業を継続していく。
計画	○日本語教室：41回 ○日本語教室講師研修会：1回

様式①

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	3	1	4	児童館管理	29
個別計画						
基本事業の概要	全ての子ども居場所として、子ども一人ひとりの人格を尊重し、居場所を通じた社会的信頼の醸成や、将来展望の改善、自己肯定感の向上など多様な効果を生むことを目的とする。					
成基 本 事 業 の 細 事 業 を 構 成	1 米多比児童館管理 2 千鳥児童センター管理 3 ししぶ児童センター管理					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	○ししぶ交流センター2階にししぶ児童センターを開所した。 ○千鳥児童センター、ししぶ児童センターにて学習支援アシスタントを配置し、学習支援を実施した。													
	平成29年度 児童館延べ来館者数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>児童館</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米多比児童館</td> <td>4,126</td> </tr> <tr> <td>千鳥児童センター</td> <td>8,831</td> </tr> <tr> <td>ししぶ児童センター</td> <td>8,915</td> </tr> </tbody> </table> 平成29年度 児童館延べ学習利用者数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>児童館</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千鳥児童センター</td> <td>601</td> </tr> <tr> <td>ししぶ児童センター</td> <td>2,255</td> </tr> </tbody> </table>	児童館	平成29年度	米多比児童館	4,126	千鳥児童センター	8,831	ししぶ児童センター	8,915	児童館	平成29年度	千鳥児童センター	601	ししぶ児童センター
児童館	平成29年度													
米多比児童館	4,126													
千鳥児童センター	8,831													
ししぶ児童センター	8,915													
児童館	平成29年度													
千鳥児童センター	601													
ししぶ児童センター	2,255													
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	【成果・評価】 ○平成29年に古賀中校区にししぶ児童センターを開所したことで、全ての中学校区に児童館が整備された。 ○乳幼児とその保護者を対象とした乳幼児事業から、小中高校生を対象とした学習支援を実施し、0歳から18歳までの子どもの居場所機能の充実を図った。 ○児童館の利用を通じた子ども同士の異年齢交流も進んでおり、子どもの成長にとって良い環境で運営できている。 【課題】 ●今後も地域や各児童館施設の状況に応じた、児童館プログラムの作成が必要である。													

【平成30年度の事業計画】

方向性	○全ての子ども居場所となるよう施設を周知し、児童館での学びや遊びを通して、自己肯定感の向上や将来展望の改善を目的とする。
計画	○各児童館において乳幼児事業、学習支援事業等を実施し、居場所機能の充実を図る。

様式①

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	3	1	7	青少年問題対策事業	33
個別計画						
基本事業の概要	子どもの人格や人権を尊重した青少年の健全育成支援と非行予防に向け、巡回声かけ、青少年有害環境浄化等を実施する。					
成 本 事 業 の 細 事 業 を 構 成	1 青少年問題対策検討事業					
	2 非行防止啓発事業					
	3 青少年有害環境浄化事業					
	4 非行防止巡回指導事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内補導員巡回の実施</li> <li>○市内巡回（年12回）、古賀放生会（9/28・29）、古賀市成人式（1/7）、中学校卒業式（3/9）</li> <li>○青少年有害環境浄化 図書販売店、カラオケ店、携帯電話販売店等の立入調査の実施。 （7/18市内6箇所、11/6市内3箇所）</li> <li>○インターネットの適切利用のポスター等による啓発を実施した。</li> </ul>
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内補導員巡回等による声かけや見守り活動などにより、少年センターへの非行相談件数は大きく減少している。</li> <li>○青少年有害環境浄化活動によって、携帯電話販売店にフィルタリング等の適切な指導を実施した。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●インターネット利用のマナー啓発等が課題である。</li> </ul>

【平成30年度の事業計画】

方向性	○市内巡回や青少年有害環境浄化活動を通して、青少年の健全育成環境を整える。
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月1回の市内巡回に加え、古賀放生会、古賀市成人式等での補導員巡回</li> <li>○青少年有害環境浄化活動（7月、11月）</li> </ul>

様式①

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	3	1	8	青少年相談事業	33
個別計画						
基本事業の概要	青少年及び保護者に対して、人権の視点に立った、面談・電話・メール等による悩み相談を実施する。					
成 基 本 事 業 の 細 事 を 業 構	1 青少年相談事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	<p>○相談業務 青少年に関する悩み相談を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>687</td> <td>704</td> <td>972</td> </tr> </tbody> </table> <p>○相談機関との連携 ・古賀市要保護児童対策地域協議会実務者会議の校區別部会へ9回参加 ・関連ケース会議へ12回参加</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	相談件数	687	704	972
		平成27年度	平成28年度	平成29年度					
相談件数	687	704	972						
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】 ○相談業務を通して、相談者の問題整理や、関係機関との連携につながった。 ○相談員の研修によるスキルアップや、関係部署と連携し適切な窓口につなぐことで、相談者の問題整理につながった。</p> <p>【課題】 ●早期のうちに相談いただけるよう、窓口の周知や、学校等と連携した活動を実施する。</p>								

【平成30年度の事業計画】

方向性	○青少年支援センターにおける相談業務を継続実施。
計画	○相談窓口の周知と相談業務の実施。

様式①

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	3	1	10	青少年活動推進事業	33
個別計画						
基本事業の概要	お互いの人権を尊重しながら、社会体験活動等を経験させることによって、多様性・協調性・創造性などを養うことを目的とする。					
成 基 本 事 業 の 細 事 業 を 業 構	1 青少年体験活動推進事業					
	2 青少年体験活動推進事業（子どもわくわくフェスタ事業）					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 九州産業大学と連携した「アート教室」を実施した。（12回/年）</p> <p>2. 古賀市子どもわくわくフェスタを実施した。（11月26日実施 参加者約2,000人）</p>
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>1. ○「アート教室」において、美術的観点からさまざまな表現方法を学ぶことで多様性を感じ、さまざまな表現方法を認め合う体験活動を経験させることができた。</p> <p>2. ○「古賀市子どもわくわくフェスタ」では、市内の青少年育成団体が集まり、団体の活動発表等を通じた広報活動や各団体の体験ブースにより、異年齢交流や社会体験を経験することが出来た。</p> <p>【全体の課題】</p> <p>●今後もより多くの参加が得られるよう周知方法を検討する。</p>

【平成30年度の事業計画】

方向性	○体験活動を通じた、地域の支援を行っていく。
計画	<p>○アート教室を年間12回（毎月第三土曜日）実施する。</p> <p>○古賀市子どもわくわくフェスタを実施する。</p>

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	3	3	1	10	青少年活動推進事業	33
個別計画						
基本事業の概要	近年の経済格差の拡大により、貧困家庭保護者等の教育力も低下している。このままの状態では貧困家庭に育つ児童・生徒が将来「貧困の連鎖」に陥ることが懸念されることから、経済的に厳しい家庭の生徒に配慮しながら市内全中学生を対象に公募を行ない、補充学習や社会体験教室等を開催し生きる力（学力向上）をつける。					
成す基本事業の細事業を構	1 子ども自立支援事業(スタンドアローン(一人で立つ)支援事業)					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○平成28年度までは、旧1学期期間をプレ事業、夏休み期間を1次、旧2学期期間を2次、旧3学期期間を3次とし年間4期に分け、各事業ごとに市内中学生を公募し事業を行っていたが、平成29年度においては、募集を年度当初とし（年度途中での参加申し込みも可）、1年間を通じて参加者の状況が分かる事業へ変更した。</p> <p>支援の内容は、大学生・社会人を指導員とした家庭学習支援、将来に夢や展望が持てるよう社会体験学習を実施。また、家庭や学校とは違う場で相談等ができる場所として居場所の提供も行っている。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">参加人数（中学生）</th> <th rowspan="2">（延人数）</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレ</td> <td>108</td> <td>159</td> <td rowspan="4">643人</td> </tr> <tr> <td>1次</td> <td>509</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>2次</td> <td>774</td> <td>373</td> </tr> <tr> <td>3次</td> <td>573</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table>		参加人数（中学生）		（延人数）	平成27年度	平成28年度	プレ	108	159	643人	1次	509	138	2次	774	373	3次	573
	参加人数（中学生）		（延人数）																
	平成27年度	平成28年度																	
プレ	108	159	643人																
1次	509	138																	
2次	774	373																	
3次	573	186																	
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○参加した3年生は、全員高校進学を果たした。また、事業実施日外や実施時間外においても隣保館に来館し自己学習する姿が見られるとともに、日頃、家庭や地域、学校等で話せないようなことを館職員と話す姿も見られ、“居場所”や“相談場所”機能も果たしつつある。現在は、事業対象の中学生だけでなく、卒業した子どもたちも度々来館してくる姿が見られるようになってきた。</p> <p>○家庭学習支援においては、参加する中学生一人ひとりに合った学習ができるよう、どう対応するかを指導員間で話し合い、きめ細かな指導ができるよう努めている。参加する中学生も集中することができ、良い環境で運営ができています。</p> <p>【課題】</p> <p>●館職員から学校や関係部署等への事業説明や参加の呼びかけを行なっているが、平成28年度から参加者数が徐々に減っている。これは、市役所をはじめ学校や地域のコミュニティ単位でさまざまな支援が増えていることも考えられるが、本当に支援が必要な子どもたちに支援が行き届いているかの調査等が課題である。</p>																		

【平成30年度の事業計画】

方向性	○家庭学習支援による学力補充や、社会体験学習を通して参加者一人ひとりが将来に意欲を持てるよう生きる力を育む。また、学習支援のみならず、隣保館が気軽に立ち寄れる居場所となるよう工夫していく。
計画	○家庭学習支援及び社会体験学習の実施。あわせて、居場所の提供を行う。

様式①

部	担当課
建設産業部	建設課

個別の人権問題	3・4・5				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	5	3	2	1	交通安全施設整備事業	51
個別計画						
基本事業の概要	市民や道路利用者に対して、安心して安全な道路提供する。					
成基 本 事 業 の 細 事 業 を 構	1 交通安全施設設置事業					
	2 バリアフリー歩道整備事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	1. 市道全域において危険箇所を抽出し交通安全施設の設置工事を実施した。 (設置箇所)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガードレール等防護柵</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>カーブミラー</td> <td>19</td> <td>31</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>区画線</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	ガードレール等防護柵	7	8	7	カーブミラー	19	31	42	区画線	13	16
	平成27年度	平成28年度	平成29年度													
ガードレール等防護柵	7	8	7													
カーブミラー	19	31	42													
区画線	13	16	21													
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○交通安全施設の設置を行い、交通事故の抑制を図ったことにより、あらゆる人々が安心して通行できる道路を整備した。</p> <p>○昨年度の課題は、「老朽化した交通安全施設の破損によって事故が発生することの無いよう、定期的な点検を行うこと」としていたが、今年度は職員がカーブミラー等の点検を行い交通安全施設等の破損による事故を防ぐことができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●今後も老朽化した交通安全施設の破損により事故が発生することの無いよう、定期的な点検等の事故予防を継続的に行う必要がある。</p>															

【平成30年度の事業計画】

方向性	○安全で安心な道路を整備していくため、今後も継続して事業を実施していく。
計画	○交通安全施設の設置を行う。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3・6				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	3	1	1	妊娠期保健事業	57
個別計画						
基本事業の概要	妊婦とその家族の妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するため、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦教室を開催し、正しい知識や情報を提供し安心して妊娠・出産・育児を迎えられるよう支援する。					
基本事業の構成する事業の細を	1 妊娠期支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付。初産婦には、父子手帳等も交付。母子健康手帳交付時に、妊娠に伴う疾病予防に努めるために、血圧測定を実施するとともに、アンケートを実施することで妊婦の状況を把握し、適切な支援を実施。</p> <p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子健康手帳交付</td> <td>507</td> <td>422</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>妊娠初期妊婦教室参加者数</td> <td>257</td> <td>175</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>妊娠後期妊婦教室参加者数</td> <td>49</td> <td>43</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成29年度（英語1件、中国語1件） （平成28年度：英語2件）</p> <p>○妊婦教室は、初産婦・経産婦に分けて開催。保健師・助産師等により妊娠中から出産後に必要な諸手続き、その他各種制度についての説明、必要な知識・情報の提供、妊婦体験、赤ちゃんモデルの抱っこ体験等を実施。</p> <p>○平成26年度から妊娠後期妊婦教室（妊娠22週以降の妊婦対象）を福岡女学院看護大学と共催で実施。内容は、お産の過ごし方や沐浴体験等。※土曜日に開催。</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	母子健康手帳交付	507	422	477	妊娠初期妊婦教室参加者数	257	175	172	妊娠後期妊婦教室参加者数	49	43	27
		平成27年度	平成28年度	平成29年度													
母子健康手帳交付	507	422	477														
妊娠初期妊婦教室参加者数	257	175	172														
妊娠後期妊婦教室参加者数	49	43	27														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○妊婦教室に参加した妊婦には、出産までに必要な知識や情報提供を行うとともに、妊婦同士の交流促進を図ることができた。また、教室に参加できない妊婦に対しても、窓口にて説明・面談を行い、ハイリスク妊婦等の把握に努めた。</p> <p>○支援を必要とするハイリスク妊婦等に対しては、関係機関と連携し適切な支援を行った。</p> <p>○妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援体制構築のため、子育て世代包括支援センター設置の検討を行った。</p> <p>【課題】</p> <p>●ハイリスク妊婦等に対応するため、今後とも妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を強化する体制づくりを推進する必要がある。</p>																

【平成30年度の事業計画】

方向性	○妊婦が安心して出産できるよう充実した支援を継続して実施。
計画	<p>○初期妊婦教室：平日2回/月、土曜日2回/年実施。</p> <p>○後期妊婦教室：土曜日6回/年実施。</p> <p>○妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターの設置に向けて準備を行う。</p>

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3・5				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	4	1	1	子ども発達支援事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画、障害者基本計画					
基本事業の概要	発達障害者支援法及び古賀市障害者基本計画に基づき、就学前乳幼児及び保護者を対象に、子どもの発達に関する相談・指導・訓練・検査・紹介などを行い適切な療育・育児援助を受けてもらうことで子どもの健やかな育ちを支援する。					
成 本 事 業 の 細 事 業 を 構 成	1 子ども巡回発達支援事業					
	2 子ども発達相談事業					
	3 子ども発達指導訓練事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	1. 市内認可保育所（園）、幼稚園を各施設原則年に3回巡回訪問し、発達分野での支援が必要な児童に対し適切な支援方法について助言等や情報共有を行った。また、療育研修会を実施し、各施設職員の療育に関するスキルアップを図った。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	巡回相談（延人数）	337	374	234
	療育研修会（回）	4	1	2
	2. こども発達ルームにおける集団・個別指導、ドクター健診を実施。			
	3. 保護者支援のため、発達特性の理解や受容を目的とした「ひなだぼっこの会」や「NP事業」を実施。 発達に課題のある乳幼児に適切な指導・訓練を行うとともに、児童の発達に関して不安や悩みを抱えている保護者の支援を行った。			
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○乳幼児健診のフォロー児童が増加傾向にあることから、初期段階において療育につながりやすくするため、1.6か月児健診後の「ぴよんぴよん広場」を開催した。</p> <p>【課題】</p> <p>●発達ルーム利用希望者が増加していることから、極力待たずに利用できるようにするため、グループを増やし対応しているが、その分1人当たりの利用回数が少なくなっている。</p>			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○子どもの発達に関する相談・支援に対するニーズは年々高まっており、今後も事業継続が必要である。
計画	○発達に課題のある子どもと保護者を対象とした発達支援（療育）事業であり、就学前から就学後の子どもを支援する関係各課をはじめ、保育所・幼稚園や学校、通所施設等と、より緊密な連携体制を構築する。

様式①

部	相当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3	人権課題	救済・環境			
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	4	1	2	子育て支援事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	児童福祉法に基づき、児童の最善の利益を保障するため、地域性や保育ニーズを考慮し、安心して子育てできる環境を整え保護者の支援を行う。					
成 す る 細 業 を 業 構	1 子育て相互援助事業（ファミリーサポートセンター事業）					
	2 子育て情報発信事業					
	3 緊急時児童一時入所支援事業					
	4 子ども・子育て支援事業計画管理事務					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	1. ファミリーサポートセンター事業の会員募集や講習会等を開催するとともに、利用を促進するため会員同士のつながりを図った。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用回数（延）</td> <td>750</td> <td>562</td> <td>196</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	利用回数（延）	750	562
	平成27年度	平成28年度	平成29年度					
利用回数（延）	750	562	196					
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	2. ホームページ、子育て情報誌「こもこも」、子育てBOOK、でんでんむしだよりなどにより情報の提供を行った。							
	3. 児童を養育することが一時的に困難となった場合等の相談や児童養護施設等への入所にかかる調整を行い適切につないだ。							
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	4. 子ども・子育て支援事業計画に係る中間見直しを行い、実績等を基に事業ごとの見込み量の見直しを行った。							
	<p>【成果・評価】</p> <p>○市広報紙やつどいの広場「でんでんむし」内にある情報コーナー等でファミリーサポート事業の周知を行うことができた。</p> <p>○ファミリーサポート講習会を、子育て応援サポーターの養成講座と合同で実施することで、広く事業を周知し会員同士の利用促進につなげた。</p> <p>○子ども・子育て支援事業計画に係る中間見直しを実施し、待機児童が出ないよう適切な受け入れ量を確保することなどの見直しを行った。</p> <p>【課題】</p> <p>●「まかせて会員」と「おねがい会員」の人数に差があり、マッチングが難しい状況にあるため、引き続きファミリーサポートセンターの利用促進方法について検討していく。</p> <p>●子育て中の保護者が知りたい内容を発信できるように、情報提供のあり方について引き続き検討していく。</p>							

【平成30年度の事業計画】

方向性	○保育ニーズを把握し継続して保護者の支援を行うため、安心して子育てできる環境を整えていく。
計画	○子ども・子育て支援事業計画に基づき事業を実施していくとともに、次期事業計画策定に向け、市民ニーズを的確に把握するため、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施する。

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	4	1	6	子育て家庭訪問事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	助産師・保健師、保育士が各家庭を訪問し、育児の孤立感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待の未然防止を図ることで子どもが健やかに成長できる環境整備を行う。					
成 基 本 事 業 の 細 事 業 を 構	1 乳児家庭全戸訪問等事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	<p>1. おおむね生後4か月の赤ちゃんのいるすべての家庭を保育士、保健師、助産師のスタッフが訪問し、乳児の身体測定、発達チェック、予防接種・健診のスケジュールや市の子育て支援情報を提供するとともに、保護者からの相談を受け、適切な支援・助言を実施した。</p> <p>・乳児家庭全戸訪問</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象件数</td> <td>510</td> <td>481</td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>490</td> <td>463</td> <td>434</td> </tr> </tbody> </table> <p>・養育支援訪問(再訪問)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問世帯数</td> <td>58</td> <td>66</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>					平成27年度	平成28年度	平成29年度	対象件数	510	481	453	実施件数	490	463	434		平成27年度	平成28年度	平成29年度	訪問世帯数	58	66	68
		平成27年度	平成28年度	平成29年度																				
対象件数	510	481	453																					
実施件数	490	463	434																					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度																					
訪問世帯数	58	66	68																					
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○乳児家庭全戸訪問の結果、支援が必要と思われる家庭や保護者から相談があった家庭については、再訪問を行い適切な支援につなぐことができた。</p> <p>○日程調整中の家庭があることから、年度末における乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は96%であるが、最終的にはほぼ100%の訪問率になる見込みで実施できている。</p> <p>【課題】</p> <p>●個々の家庭に応じた支援ができるよう、引き続きスタッフ間で情報を共有し養育支援訪問を実施していく必要がある。</p>																							

【平成30年度の事業計画】

方向性	○母子の健康状態の確認や子育て情報の提供等に努め、子育てに対する孤立感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組む。
計画	○助産師、保健師、保育士が概ね生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を実施。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	4	1	7	出産支援事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	経済的理由により入院助産を受けることが出来ない妊産婦に対し、指定助産施設に入所させることで、母子共に安全な出産と健やかな産後を迎えられるよう支援する。					
成基 す本 る事 細業 事を 業構	1 助産施設入所管理事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 経済的理由により入院助産を受けることが出来ない妊産婦に対し、指定助産施設に入所させることで、母子共に安全な出産と健やかな産後を迎えられるようにした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(延)</td> <td>22</td> <td>44</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>施設利用者数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	相談件数(延)	22	44	14	施設利用者数	3	4	3
		平成27年度	平成28年度	平成29年度									
相談件数(延)	22	44	14										
施設利用者数	3	4	3										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】 ○経済的に困難な妊産婦に対して、指定助産施設に入所させることで、安心・安全な出産をしてもらうことができた。</p> <p>【課題】 ●助産施設の利用が必要と思われる相談者に対し、引き続き制度の周知等を充実させていく必要がある。</p>												

【平成30年度の事業計画】

方向性	○児童福祉法第22条に規定されている事業であり、母子保護の観点から重要な事業であるため、今後も継続して事業を行う。
計画	○助産施設の利用が必要と思われる相談者に対し、引き続き制度の周知等を行う。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	4	2	1	保育所地域活動推進事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	地域の住民及び保育所児童を対象に、保育所を地域資源として活用することで、児童の福祉向上を図っていく。					
成基本 する事業 の細業を 業構	1 保育所地域活動事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	○小学生、中学生、高校生、保育実習生との交流を行う。 小学生、中学生、高校生と読書交流や職場体験を通じた交流を実施した。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	交流回数	16回	16回	12回
主な事業内容	○各保育所（園）において、保育所の特性を生かし地域の高齢者との交流を行う。 地域の福祉会やデイケア施設等の訪問では保育所で習う歌や発表会で行った遊戯を披露したり、子どもや高齢者ができる簡単なゲームを通じてふれあいの場を設けた交流を実施した。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	交流回数	5回	6回	6回
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○異年齢の人たちとの交流を通し、児童の社会性を養うことにつながった。</p> <p>○世代間のふれあい活動を行うことで、子どもたちの思いやりの心を育むことや高齢者の生きがいにつながる交流となった。</p> <p>【課題】</p> <p>●地域行事などさまざまな地域活動の参加機会を検討していく。</p>			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○異年齢の人たちや世代間のふれあい活動を通し、児童の社会性を養い、保育所を地域資源として活用できるよう継続して実施する。
計画	○小学生、中学生、高校生などとの交流を実施。 ○地域の高齢者の方々との交流を実施。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	4	3	1	ひとり親家庭等自立支援事業	60
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	ひとり親家庭等に対し、各種資金の貸付、家庭生活支援員の派遣、給付金の支給等を行い、自立した生活を送ることにより児童の福祉の増進を図る。					
基本事業の構成	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業					
	2 母子父子家庭自立支援給付金事業					
	3 ひとり親家庭等日常生活支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業では、ひとり親家庭の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、各種資金の貸付の受付を実施。（県への進達）			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	貸付者数	20	21	27
	2. 高等職業訓練促進事業費では、ひとり親家庭が就職に有利な資格を取得する際に、3年を上限に毎月訓練促進費等を支給。			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
給付者数	5	10	11	
2. 自立支援教育訓練給付金では、母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成。				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
助成者数	0	2	0	
3. ひとり親家庭等日常生活支援事業では、ひとり親家庭がさまざまな理由で、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣。				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
登録者数	12	13	18	
要支援者数	4	7	8	
支援回数（延）	36	49	48	
業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○支援を必要としている市民に対し、適切な支援を行うことができた。			
	【課題】 ●引き続き支援が必要な市民に対し、制度周知の情報提供のあり方について検討する必要がある。			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○ひとり親家庭等の生活安定とその子どもの福祉の増進を図るために重要な事業であり、今後も市民に対して事業の啓発を行う。
計画	○市のホームページをはじめ、子育てBOOK等、さまざまな手法を用いて事業の内容を周知するとともに、相談体制を充実させていく。

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	4	4	1	児童権利擁護事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	児童の養育等に関する悩みの解決を図るため、家庭児童相談や要保護児童等の支援を適切に行うとともに、児童虐待の予防と早期発見に努め、緊急時の一時保護等により児童の最善の利益を保障する支援を行う。					
基本事業を構成する事業	1 家庭児童相談支援事業					
	2 要保護児童等対策支援事業					
	3 里親支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 家庭児童相談室に2名の非常勤職員（任期付職員）を配置し、家庭・児童に関する相談・支援を実施。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	相談者数（実人数）	1,232	1,646	1,715
	相談件数（延）	3,646	4,076	6,433
主な事業内容	2. 要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、関係機関によるケース検討を行った。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	会議開催数	37	28	28
	ケース数（延）	1,340	1,422	1,314
事業の成果・課題	要保護児童対策地域協議会の構成団体で、児童虐待防止啓発事業として、市内小中学校の保護者に一斉メールにて児童虐待防止推進月間の呼びかけを行った。また、一般市民向けに街頭啓発事業を実施するとともに、幼稚園児や保育園児の保護者向けに児童虐待防止啓発チラシを配布した。さらに、市内小中学校の全児童生徒に対し、本人からのSOSにつなげるため、児童虐待防止シール付きの啓発用クリアファイルを作成し配布した。			
	3. 里親支援事業について、ポスター掲示等により事業内容の周知を行った。			
	【成果・評価】 ○相談体制や支援の充実を図り、保育所・幼稚園・学校との連絡を密にしていることで、児童等や家庭に対し、早期発見、早期対応につなげることができた。 ○相談件数が増加していることや相談内容が複雑かつ多岐にわたることから、専門的知識や実務経験が豊富なスーパーバイザー1名を配置した。また、個々の相談等の管理を徹底していく必要があることから、相談システムを導入した。			
	【課題】 ●個々の相談等の管理を徹底し、適切な支援を実施していく必要がある。			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○家庭における児童に関する相談等は、複雑で処遇困難なケースが増加傾向にあり、関係機関の協力なくして支援・解決が困難である。今後も関係機関等との連携を密にし支援を行う。
計画	○要保護児童の適切な保護・支援をはじめ、早期発見・早期対応を図るために、専門的知識と実務経験が豊富であるスーパーバイザーを引き続き配置し、関係機関との連携を図りながら支援体制を強化していく。

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	5	1	4	高齢者社会参画支援事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	高齢者の社会参加、健康維持促進を図り、介護予防を行うことを目的とし、ボランティアや市内で行われているさまざまな活動に参画し、生きがいづくりを行うことで、孤立化を防止し、住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせるようにする。					
基本事業の細業を構成する事業	1. 高齢者等介護予防サポーター活動支援事業					
	2. 高齢者外出促進事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 高齢者等介護予防サポーター活動支援事業</p> <p>高齢者の自主的な社会参加を奨励し、介護予防につなげることを目的に、平成28年度から高齢者が地域や介護施設において介護予防のサポートを行う事業を実施する。活動内容は地域の介護予防を目的とした活動のサポートや、介護施設等での入居者の話し相手やプログラム手伝い等。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防登録者数</td> <td></td> <td>213</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>*活動回数(延)</td> <td></td> <td>2,662</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>*介護予防サポーターが地域や施設等で介護予防活動した延年間活動数。</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	介護予防登録者数		213	238	*活動回数(延)		2,662	2,200							
		平成27年度	平成28年度	平成29年度																
介護予防登録者数		213	238																	
*活動回数(延)		2,662	2,200																	
<p>2. 高齢者外出促進事業</p> <p>高齢者の外出を促進し、引きこもりや孤立を防止し健康増進を図ることを目的に、古賀市や地域が開催する講演会やイベントを掲載した「お出かけハンドブック」を60歳以上の高齢者に配布し、その掲載イベントに参加しながらシール集め、古賀市の特産品や健康グッズが当たる抽選会に応募する事業。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シール発行枚数</td> <td>10,226</td> <td>12,000</td> <td>17,522</td> </tr> <tr> <td>ハンドブック配布冊</td> <td>3,500</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>年間応募実人数</td> <td></td> <td>427</td> <td>526</td> </tr> <tr> <td>年間応募枚数</td> <td>761</td> <td>1,247</td> <td>1,727</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	シール発行枚数	10,226	12,000	17,522	ハンドブック配布冊	3,500	4,000	5,000	年間応募実人数		427	526	年間応募枚数	761	1,247	1,727
	平成27年度	平成28年度	平成29年度																	
シール発行枚数	10,226	12,000	17,522																	
ハンドブック配布冊	3,500	4,000	5,000																	
年間応募実人数		427	526																	
年間応募枚数	761	1,247	1,727																	
事業の成果・評価・課題	<p>1. 【成果・評価】</p> <p>○高齢者等介護予防サポーター活動支援事業において、人材育成を行った介護予防サポーターが地域公民館や介護施設において活動を行い、高齢者の健康づくりなどの推進に寄与した。</p> <p>○高齢者等介護予防サポーター活動支援事業・高齢者外出促進事業は、毎年課題を整理し、内容を高齢者の現状に合うように変更してきた。高齢者の生きがいや健康づくりだけでなく、地域づくり、社会貢献にもつながっている。</p> <p>【課題】</p> <p>●人材育成した介護予防サポーターを確実に地域活動につなげる仕組み作りが必要。</p>																			

【平成30年度の事業計画】

方向性	<p>○地域活動サポートセンターを中心に、介護予防サポーター等の人材育成を行い、生活支援コーディネーターを中心に、地域等の介護予防活動を活性化させる。</p> <p>○高齢者外出促進事業において、高齢者の閉じこもり予防や社会参画のきっかけ作りを行う。</p>
計画	<p>○サポーターの人材育成研修を行いサポーター登録者を増やす。サポーターの活動の場を拡大し生活支援コーディネーターが地域活動の支援を行う。</p> <p>○地域活動を「お出かけハンドブック」に掲載することで「地域活動の見える化」を図り、高齢者が歩いて行ける公民館等への外出をさらに促進する。</p>

様式①

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4	人権課題	救済			
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	5	2	1	高齢者包括支援事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせるよう、高齢者に関する相談・支援、見守りネットワークを構築する。					
成 基 本 事 業 の 概 要	1 総合相談支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	1. 総合相談支援事業				(実数)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	新規相談件数	798	746	657	
	新規後継対応件数	121	127	203	
	(相談内訳)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	権利擁護関連相談件数	57	40	41	
	(権利擁護関連相談内訳)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	成年後見制度	18	9	9	
虐待関連	25	20	17		
その他	14	11	7		
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	【成果・評価】 ○高齢者人口が増加する中、地域包括支援センターの相談機関としての知名度の浸透もあり、市民をはじめ、介護保険事業所その他関係機関等からの相談や情報提供が日々寄せられている。また、高齢者に関する相談は継続的に対応が必要なものも多く、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員等の専門職が中心となり、これらの相談に対して、介護、福祉、医療機関、高齢者関連施設への入所などの支援を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の紹介を行うなど、高齢者の尊厳ある生活の実現に向けた窓口として機能を果たした。 ○平成28年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業のきめ細かな周知のため、地域での集いの場や出前講座の機会を捉えて呼びかけ周知を行った。				
	【課題】 ●高齢者の増加に伴い相談件数も増えることが見込まれ、それらにきめ細かな対応を行うためにも、地域や他機関との更なる連携や、地域包括支援センターの相談体制の充実が必要である。				

【平成30年度の事業計画】

方向性	○地域包括支援センター機能の周知と相談体制の充実を図りながら、地域や他機関との連携を強化して高齢者総合相談事業を実施していく。
計画	○出前講座や市広報紙等による地域包括支援センター機能の周知。 ○職員の資質向上と相談体制の充実。

様式①

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	5	2	2	高齢者権利擁護事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	成年後見制度利用支援等による高齢者の権利擁護の取組により、高齢者が住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせるようにする。					
成基 本 事 業 の 細 事 業 を 構 成	1 高齢者成年後見制度利用支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	1. 高齢者成年後見制度利用支援事業			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	成年後見制度相談件数	18	9	9
	成年後見制度出前講座	0	0	1
	権利擁護推進検討委員会（市民後見人の養成や支援方法等を検討する委員会）を開催。			
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○高齢者の権利擁護事業の新たな担い手の養成のため、市民後見人の養成を平成27年度から行い、平成29年度は平成27年度の研修受講者に対しフォローアップ研修等を行った。</p> <p>【課題】</p> <p>●高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加に対応できるよう、更なる高齢者虐待防止や早期発見に取り組むとともに、引き続き、高齢者の権利擁護事業の新たな担い手を養成する必要がある。</p>			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○成年後見制度や虐待防止の周知を図りながら、関係機関と連携して高齢者の権利擁護体制の充実を図っていく。
計画	○出前講座や市広報紙等による成年後見制度及び虐待防止の周知。 ○市民後見人の養成と支援に向けた取組。

様式①

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4	人権課題	救済			
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	5	2	3	高齢者在宅生活支援事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	在宅サービス等の提供や、認知症サポーター養成及び見守りネットワークの構築により、高齢者が住みなれた地域で安心して最期まで暮らせるようにする。					
成基 す本 る事 業を 細業 を構 業構	1 認知症サポーター養成事業					
	2 高齢者24時間見守り事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	1. 認知症サポーター養成講座			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施回数	17	13	18
	サポーター養成(人)	893	770	1,048
	サポーター数累計	5,327	6,097	7,145
	内、小学生対象の「オレンジ教室」実施回数:8回 ジュニアサポーター養成数 554人 中学生対象養成講座 実施回数:2回 (古賀中・古賀東中) 養成数 347人 成人向け養成講座 実施回数:8回 養成数 153人			
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	2. 高齢者24時間見守り事業			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	設置人数	109	89	96
	1. 【成果・評価】 ○認知症サポーター養成講座においては、本年度は古賀中学校1年生・古賀東中学校3年生の2中学校で実施し、小学生時のオレンジ教室の学び返しができる。 ○出前講座と合わせて、本年度も個人で参加できる養成講座を開催し、18名が受講した。 1. 【課題】 ●高齢化率の低い古賀市においても一人暮らしの高齢者が増えてきている。しかし高齢者の願いは住み慣れた地域で安心して最期まで暮らしたいとの思いがある。これからは、地域支え合い体制の充実に向け、さまざまな団体や企業、行政などが連携し情報共有が必要である。今後も引き続き事業周知を図る必要がある。 2. 【成果・評価】 ○安否確認緊急対応コール事業において、人感センサーの見守りサービスを開始した。			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○継続して、市民と合わせて小・中学生を対象に認知症サポーター養成講座を充実させる。 ○安否確認緊急対応コールシステムの啓発を行い、一人暮らしの不安をやわらげ、見守るサービスを広げていく。
計画	○事業のさらなる周知を図る。 ○高齢者を地域で支えあえる体制を整備していく。

様式①

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4	人権課題	救済			
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	5	2	3	高齢者在宅生活支援事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	在宅サービス等の提供や、認知症サポーター養成及び見守りネットワークの構築により、高齢者が住みなれた地域で最期まで安心して暮らせるようにする。					
構成する事業の細	1 民間事業者高齢者見守り事業					
	2 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 民間事業者高齢者見守り事業 市内事業者と高齢者の見守りに関する協定書を締結し、高齢者の生活の異変をすばやく把握できるようにする。</p> <p>協定締結事業者（平成29年度末時点）：17事業者</p>														
	<p>2. 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業 警察及び近隣自治体と連携して、徘徊のおそれがある人の事前登録と検索協力メールの配信等を行うことで、行方不明になった高齢者を早期に発見できるようにする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前登録者数</td> <td>13</td> <td>17</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>検索協力者数</td> <td>503</td> <td>554</td> <td>596</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※3月末現在</p>					平成27年度	平成28年度	平成29年度	事前登録者数	13	17	20	検索協力者数	503	554
	平成27年度	平成28年度	平成29年度												
事前登録者数	13	17	20												
検索協力者数	503	554	596												
事業の成果・評価・課題	<p>1. 【成果・評価】 ○民間事業者が、通常業務の中でひとり暮らし高齢者等の異変を察知したときに市へ通報する取組について、市と協定を結ぶことで、高齢者等がより地域で安心して生活できるような体制が整ってきた。</p> <p>1. 【課題】 ●現状を維持しつつ、更なる見守り体制のあり方について検討を行う。</p> <p>2. 【成果・評価】 ○徘徊等により行方不明になった高齢者を早期に発見できる仕組みを構築することで、認知症高齢者等やその介護者が安心して生活できる環境が整ってきた。</p> <p>○検索協力者や事前登録者は増加している。平成29年度は1件の検索メール配信があり、検索活動の一助となった。</p> <p>2. 【課題】 ●事前登録者については、個別周知、検索協力者については、平成28年度に市公式ホームページにおいて改めて事業周知を行った。検索協力者や事前登録者の拡大のため、引き続き効果的な周知の方法について検討を行う。</p>														

【平成30年度の事業計画】

方向性	<p>○民間事業者との高齢者見守り体制を維持していく。</p> <p>○認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の捜査協力者及び事前登録者を拡大していく。</p>
計画	<p>○民間事業者との高齢者見守り体制の維持。</p> <p>○認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の捜査協力者及び事前登録者の拡大。</p>

様式①

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4・6				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	5	12	1	高齢者生活負担軽減事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	高齢者の経済的な生活負担軽減を行うことにより、福祉の向上を図る。					
成 基 す る 事 業 の 細 事 業 を 構 成	1 外国人高齢者経済的支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	<p>1. 昭和57年1月1日に国民年金法が改正（国籍条項撤廃）されたが、生年月日が大正15年4月1日以前の方は対象外とされた。この方たちの中で、無年金の在日外国人の方に対し、給付金を支給することにより、安心して健康で明るい生活を送ることができるようにする。</p> <p>平成29年度支給者：0人（該当者なし）</p>
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【課題】</p> <p>●平成29年度時点で古賀市に住民票を置く対象者はいないが、転入等により対象者が出てくる可能性もあることから、次年度も継続することとしている。ただし、対象者年齢が93歳以上の外国籍の高齢者であることから、事業継続について検討していく必要がある。</p>

【平成30年度の事業計画】

方向性	○市在住民に該当者がいないことから事業継続を検討する。
計画	○定期的に住民基本台帳で、対象者の有無を照合確認し、実施していく。

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	5	12	2	高齢者施設生活支援事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	老人福祉法に基づき、65歳以上の方で、環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を、市が養護老人ホームに入所措置し養護していく。(デイサービス付の住居部門がついた施設に措置することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるようにする。)					
成基 本 事 業 の 細 事 業 を 構 成	1 養護老人ホーム入所管理事業					
	2 生活支援ハウス運営事業 (平成29年度廃止)					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	1. 2. 各関係機関等からの処遇困難ケース相談や市民の窓口相談により、包括支援センターと連携し、措置基準に該当すると判断される高齢者に対して、申請により入所委員会を開催し、適切な措置を行う。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	養護老人ホーム入所者数 (延)	3	7	3
	生活支援ハウス入所者数 (延)	3	7	廃止
	*平成29年当初、7名の利用者は、体調や家庭状況が改善し、自立され帰宅されたり、また要介護状態となり介護が行える施設へ入所され、3月末には入居者が0人となる。			
	○養護老人ホーム入所措置事業 環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、心身の状況、介護の可能性等を総合的に勘案し、入所措置を行う事業			
	○生活支援ハウス 60歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯で、退院後など独立して生活が困難であるが、見守り支援を行えば、安心して生活ができる高齢者に対して、必要な期間入所を行い、自立に向けて支援を行う施設。			
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	2. 【成果・評価】 ○在宅サービスの充実や有料老人ホーム等施設の整備が進み、生活支援ハウス事業がニーズと一致なくなってきたため、平成29年3月をもって同事業を廃止した。 ○高齢者が一人でも安心して暮らせるように、在宅サービスを充実させながら、支援を行っていく。			
	1. 2 【課題】 ●緊急対応が必要な高齢者に対しては、今後も早期発見、対応ができるよう関係機関等の連携、情報共有が必要である。			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○できるだけ住み慣れた地域で最期まで暮らせるよう支援を行い措置が必要な方には、入所委員会を開催し、適切に養護老人ホームに入所してもらう。
計画	○高齢者虐待等で緊急対応が必要な場合は、「高齢者緊急一時保護事業」において保護し適切に対応する。

様式①

部	担当課
保健福祉部	福祉課

個別の人権問題	5				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	6	1	3	障害者相談支援事業	63
個別計画	第3期古賀市障害者基本計画					
基本事業の概要	障がい者の不安や悩みを解消し、地域で安心して暮らすことができるよう、支援体制を整備する。					
成 基 本 事 業 の 構 成	1 障害者相談事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	○相談支援 ・来所や電話などで障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら支援を行う。 ・障がい者やその家族が相談員となり助言等を行う、「ピアカウンセリング」を実施する。 相談件数															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者生活支援センター「咲」</td> <td>1,490</td> <td>1,812</td> <td>1,280</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センター「みどり」</td> <td>2,324</td> <td>1,209</td> <td>972</td> </tr> <tr> <td>ピアカウンセリング</td> <td>78</td> <td>47</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	障害者生活支援センター「咲」	1,490	1,812	1,280	地域活動支援センター「みどり」	2,324	1,209	972	ピアカウンセリング	78	47
	平成27年度	平成28年度	平成29年度													
障害者生活支援センター「咲」	1,490	1,812	1,280													
地域活動支援センター「みどり」	2,324	1,209	972													
ピアカウンセリング	78	47	64													
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	○関係機関との連携 ・2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障害者地域支援ネットワーク協議会を定期的に開催し、情報や課題を共有し、解決策を検討する。 障害福祉サービス事業者（実務担当者）連携会議：年6回 市内外の障害福祉サービス事業者での就労部会：12回 2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障害者地域支援ネットワーク協議会事務局会議															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議回数</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	会議回数	8	12	10							
	平成27年度	平成28年度	平成29年度													
会議回数	8	12	10													
	<p>【成果・評価】</p> <p>○「咲」や「みどり」に相談窓口を設け面談や電話等を通じて、障がい者及びその家族の心配事や質問に対し、助言や情報提供等の支援を行った。</p> <p>○2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会において、さまざまなテーマで研修会を開催し、多分野・多職種の連携を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●会議や研修会参加者のニーズをふまえ内容を検討しつつ、引き続き支援者に対する研修会を実施する必要がある。</p>															

【平成30年度の事業計画】

方向性	○引き続き、障がい者やその家族に対し相談支援を行い、障がい者が安心して生活が送れるよう事業を継続する。
計画	○2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会の中の各専門部会において、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者と情報を共有し、支援する側のスキルアップを行い、障がい者の不安や悩みの解消に努める。

様式①

部	担当課
保健福祉部	福祉課

個別の人権問題	5				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	6	2	3	障害者社会参加支援事業	63
個別計画	第3期古賀市障害者基本計画					
基本事業の概要	障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに、障がい者雇用の促進へつなげる。					
成基 す本 る事 細業 事を 業構	1 障害者就労促進事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	○職場体験の機会の提供 職場体験の場を確保し、障がい者に職業選択の機会を提供するとともに、障がいについて雇用者の理解を深める。								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>実施件数(延)</td> <td>44</td> <td>77</td> <td>78</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施件数(延)	44	77	78
		平成27年度	平成28年度	平成29年度					
	実施件数(延)	44	77	78					
○就労支援セミナー 就労に対する意欲や関心を高めるため、障がい者や支援者に対し「就労支援セミナー」を開催する。									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施回数	2	2	2	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度						
実施回数	2	2	2						
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	○1日職業体験ツアー 就労の前段階として、障がい者が社会参加の喜びや楽しさを感じてもらうため「1日職業体験ツアー」を開催する。								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施回数	2	1	1
		平成27年度	平成28年度	平成29年度					
	実施回数	2	1	1					
【成果・評価】 ○職場体験を行った事業所への就労につながった。 ○セミナーやツアー後のアンケートでは、「参考になった」・「仕事をしてみたいと感じた」と回答された方が過半数を超えた。									
【課題】 ●新たな職場体験の場を確保できるよう関係機関と連携するとともに、参加者のニーズに合致したセミナーやツアーを企画する必要がある。									

【平成30年度の事業計画】

方向性	○引き続き、障がい者の自立や社会参加の促進を図るため、事業を継続する。
計画	○関係機関と連携し職場体験の場を確保するとともに、就労部会においてセミナーやツアーの内容、回数を計画し、社会参加や就労意欲の向上と就労定着を図る。

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	7	1	1	生活相談事業	65
個別計画						
基本事業の概要	人権総合行政として、同和問題をはじめさまざまな人権問題解決に向け、市民の相談支援を行なう。					
成 基 本 事 業 の 細 事 業 を 構	1 生活相談事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	○基本事業としての相談事業（生活・教育・就労等）を行う隣保館、古賀市消費生活センター、古賀弁護士相談センターが相互に連携し、相談機能を充実した。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	相談件数	254	218	236
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○隣保館窓口での対応だけでなく、各集会所周辺地域住民からの相談についても、訪問等を行い、様々な相談を受けられる体制づくりを行った。</p> <p>○それぞれの相談内容に応じて、関係部署（市役所、消費生活センター、弁護士相談センター等）につなげることで、市民が抱える問題解決につなげることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●生活・教育・就労等、さまざまな問題を抱える住民が、より相談しやすい環境づくりや周知方法等について検討する必要がある。</p> <p>●高齢化が進む中で、「どこに相談したら良いのか分からない」「相談に出かけることが難しい」といった声も聞かれることから、市民周知をはじめニーズに合わせた相談体制（相談窓口）を充実していく必要がある。</p>			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○隣保館の相談機能をさらに強化する ○従来の隣保館相談事業・古賀弁護士相談センター（総務課）・古賀市消費生活センター（商工政策課）連携によるワンストップ相談機能を充実し、更に関係部署との連携も強化し市民が抱える悩みや課題の解決に取り組む。
計画	○関係機関と協議を重ね、より充実した相談機能の構築を図る。

部	担当課
建設産業部	商工政策課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・9				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	7	2	1	就労支援事業	65
個別計画						
基本事業の概要	市民及び就業後に市民となられる方を対象に、無料職業紹介所を開設することにより、就労支援を行う。					
成基本 する事 細業を 業構	1 職業紹介事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○開設日時：月～金曜日の平日の10:00～17:00</p> <p>○業務内容：求職者へのキャリアカウンセリング（履歴書の書き方、面接の心得など） 求職者と求人企業とのマッチング 求人企業の発掘</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就職決定者数（延）</td> <td>382</td> <td>403</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>新規求職者数</td> <td>505</td> <td>403</td> <td>294</td> </tr> <tr> <td>就職決定率（％）</td> <td>75.6</td> <td>100</td> <td>126.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※就職決定率＝就職決定者数（延数）÷新規求職者数</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	就職決定者数（延）	382	403	371	新規求職者数	505	403	294	就職決定率（％）	75.6	100
	平成27年度	平成28年度	平成29年度													
就職決定者数（延）	382	403	371													
新規求職者数	505	403	294													
就職決定率（％）	75.6	100	126.2													
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○企業への就労を通して多くの市民の生活安定を図り、一人ひとりが豊かに暮らせる社会を実現することに寄与できた。</p> <p>○市内で開催される人権研修会等に相談員が参加することで、人権感覚の向上を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●年代及び対象に応じた雇用施策を図る。</li> <li>●採用後の状況も注視し、離職状況・就業環境等の追跡調査を実施する。</li> </ul>															

【平成30年度の事業計画】

方向性	○今後も多世代に対して利用しやすい就労支援を行い雇用確保を図っていく。
計画	<p>○多くの雇用確保を図るだけでなく、市民への広報活動を行い無料職業紹介所の認知度を向上させる。また、求人ニーズを把握するため企業訪問を行い、さらに就労者の追跡調査を行う。</p> <p>○相談スペースを改良し、利用者のプライバシー保護などの利便性を向上させる。</p>

様式①

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	7	2	1	就労支援事業	65
個別計画						
基本事業の概要	就労希望者にパソコン講座を開催し、就労に必要な技術を高め、就労へつなげる。					
基本事業を構成する事業を構	1 職業技能教育事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○未就労者へ就労を目的とした事業（パソコン講座）を実施。                  ○平成28年度までは、全課程を受講すると約2か月要していたことから、平成29年度は、より早く就労に繋げるために、ゼロからのパソコン講座・初級講座・中級講座を1つにまとめ、1講座を短期間（3週間程度）で実施した。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講生（実人数）</td> <td>35</td> <td>32</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受講者33人の内15人が就職。（3月末現在）</p>					平成27年度	平成28年度	平成29年度	受講生（実人数）	35	32
	平成27年度	平成28年度	平成29年度								
受講生（実人数）	35	32	33								
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】                  ○パソコン講座を受講することで、より就労意欲が向上し、就職率も上がっている。                  ○夜の時間帯を取り入れたことで、これまで昼間来れなかった市民の方が事業を利用できる環境を整えることができた。また、事業終了時に行うアンケート結果や無料職業紹介所を通じて、就職についての積極性も感じとれた。</p> <p>【課題】                  ●講座を5日間（1日3時間）コースと9日間（1日2時間）コースの2通り設定し、受講生が選択しやすい状況になるよう計画したが、5日間コースは応募がなかった。無料職業紹介所窓口で「講座日数が少なく、5日間では就労につなげるスキルを習得できない」との意見が寄せられたことも考慮し、事業の見直しを行う必要がある。</p>										

【平成30年度の事業計画】

方向性	○市民の就労促進につなげていくため、無料職業紹介所や福祉課と連携し就労支援パソコン講座を開催する。
計画	○午前中での実施、夜の時間帯での実施など、市民のニーズに合わせた事業を開催する。 ○29年度の課題をふまえ、全コース9日間で統一し開催する。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3	人権課題	環境			
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	6	7	2	5	学童保育所保育事業	65
個別計画						
基本事業の概要	児童が安心、安全かつ健全に放課後等を過ごすことができるよう、学童保育所を開設(委託)し、事務事業等を確実にを行うことで、保護者の就労支援を図る。					
成基 する 基本 事業 の 細 業 を 構 成	1 学童保育所管理運営事業					
	2 学童保育料賦課徴収事務					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	<p>○児童が安心、安全かつ健全に放課後等を過ごすことができるよう学童保育所運営の事務事業を確実に実施した。</p> <p>・学童保育所連絡協議会</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>※施設長と学童保育の計画的な運営について協議した。</p> <p>・学童保育所要支援児童等入所指導委員会</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>※特別な支援が必要な児童に対して、サポートを行う指導員をどれだけ配置するべきか協議を行った。</p> <p>○指導員の人権感覚を磨くために、特別支援教育の視点に立った研修会を実施した。(年1回)</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施回数	2	2	2		平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施回数	8	8	8
		平成27年度	平成28年度	平成29年度													
実施回数	2	2	2														
	平成27年度	平成28年度	平成29年度														
実施回数	8	8	8														
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○子どもの発達段階に応じた「古賀市学童保育所保育計画基底版」を各学童保育所に示し、年間計画とデイリープログラムの作成を求めたことで、学童保育の充実と計画的な運営につながった。</p> <p>○学童保育に対するニーズが年々高まっており、安全かつ適正な学童保育所の運営及び指導員、施設の確保を継続して行うことで、待機児童0を堅持することができた。</p> <p>○委託先任せにせず、必要に応じて学童保育所に出向いたり施設長及び指導員と協議の場をもったりしたことで、課題解決につながった。</p> <p>【課題】</p> <p>●学童保育所の入所児童が増えているなか、必要な指導員の確保が難しくなっている。</p>																

【平成30年度の事業計画】

方向性	○学童保育に対するニーズが年々高まっており、安心、安全かつ健全に放課後を過ごすことができる学童保育所の運営を継続させ、待機児童を出さないようにする。
計画	○児童が学童保育所において安心、安全かつ健全に過ごすことができるようにするため、委託先施設長及び指導員との連携を密にし運営の充実を図るとともに、研修を通し指導員の人権感覚の向上を図る。

様式①

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	1	1	1	人権施策推進事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市民一人ひとりの人権が尊重され、人を中心に据えた「人権尊重都市」を実現するための施策を協議し事業に反映させていく。					
成基 す本 る事 業 細 業 を 業 構	1 人権施策企画調整事務					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○古賀市人権施策審議会に対し、本市の人権施策について諮問し、答申を受ける。</li> <li>○人権施策企画調整会議では、人権施策の推進について庁内部門間及び各課との調整等を図る。</li> <li>○人権施策基本指針に基づく実施計画のとりまとめ及び作成を行う。</li> <li>○人権関係団体との協議に向けた事前協議を行う。</li> </ul>
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○古賀市人権施策基本指針に基づく平成29年度実施計画作成にあたっては、各課が実施する事業について協議を行い、審議会に諮問し答申を受け、とりまとめることができた。</li> <li>○実施計画の様式に記入する際の数字や語句の使用について、記入要領を作成し統一性を図った。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●総合行政として人権施策に取り組むため、審議会に諮る資料のさらなる充実が必要である。</li> <li>●すべての職員が共通認識を持って本市の人権施策を推進しなければならないことから、さらに職員の人権意識の向上を図る必要がある。</li> </ul>

【平成30年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の人権施策を総合行政として進めるため、審議会に諮る資料を充実していく。</li> <li>○人権を基底に据えて施策を実施していくため、全職員の共通認識をさらに図っていく。</li> </ul>
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画が、より分かりやすいものとなるよう必要な改善に努める。</li> </ul>

様式①

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済・教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	1	1	2	人権団体活動支援事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市内人権関係機関・団体に対し財政的支援を行うことで、本市の人権施策の推進に共働で取り組む。					
基本事業の細業を構成	1 同和地区改善活動支援事務					
	2 人権擁護委員活動支援事務					
	3 社会人権・同和教育推進事務					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 同和地区活動補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、自主的活動を支援するとともに、市の人権施策を共働で推進することができた。 2. 人権擁護委員に対し補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、人権擁護活動を支援した。 ・人権の花運動（3小学校3学年対象） ・毎月5がつく日に人権相談「そうだん5（ファイブ）」を実施。 3. 社会同和教育活動を推進するため、古賀市社会「同和」教育推進協議会に啓発事業等を委託し、市民に対する人権教育・啓発活動を行った。 ・小学校8校区において各校区年2回校区人権啓発研修会を実施。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加者数（8校区）	482	537	573
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	・「みんなの人権セミナー」全6回実施。（8月から1月まで）			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
参加者数（全6回）	324	1,493	1,198	
	・「いのち輝くまち☆こが」特別講座開催。			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
参加者数	104	139	136	
事業の成果・評価・課題	1. 【成果・評価】 ○同和问题解決のための啓発活動や人権侵害救済のための法整備等に関する国への要請行動、地域で人権相談などに取り組む団体と、共働で人権施策に取り組むことができた。			
	2. 【成果・評価】 ○人権侵害をはじめ市民からのさまざまな人権相談に対応し、解決に向けた支援を行うとともに、人権擁護委員による人権の花運動を市内小学校や保育所で実施することで、児童・生徒の人権意識の高揚を図ることができた。			
	3. 【成果・評価】 ○市民の人権意識の高揚と、人権のまちづくりの推進につなげることができた。 ○第6回みんなの人権セミナーでは、古賀市立PTA連合会と共催で実施することができた。			
	3. 【課題】 ●社同推による校区人権啓発研修会の開催日時や内容などについて、参加者を増やし効果を高めるため、校区コミュニティ組織等と十分な事前協議を行う必要がある。			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○同和问题をはじめとする人権問題の解決を図るため、引き続き人権関係団体に対し財政的支援を行うとともに、今後も人権のまちづくりの推進に共働して取り組む。
計画	○人権関係団体に対し財政的支援を行い、人権のまちづくりに取り組む。

様式①

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	1	1	5	隣保事業推進事業	68
個別計画						
基本事業の概要	すべての市民の学習の権利が守られるまちをめざし、人権福祉教室を実施。参加者の人権意識向上へつなげる。					
基本事業を構成する細	1 文化教養向上事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 文化教養向上事業 生花教室・民舞教室・パソコン教室を隔週、隣保館及び2集会所で実施 (各教室 年24回)			
	生花教室 (1教室)			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加者数	8	8	8
主な事業内容	民舞教室 (2教室)			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加者数	10	10	10
	主な事業内容	パソコン教室 (1教室)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数		8	8	0
事業の成果・評価・課題		【成果・評価】 ○経済的格差や様々な事情によって文化的教養を身につける機会が少なかった人たちの学びの場となった。		
	【課題】 ●各教室の参加者が固定化してきている。 ●パソコン教室においては、市民からのニーズも少なく未実施となった。			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○参加者固定化の課題から、地域交流促進事業として位置づけ、参加者増をめざし、学びの場としての交流を実施。交流の中から人権意識向上へつなげる。 ○パソコン教室未実施の課題から、市民のニーズを把握しながら事業を実施。
計画	○各教室 年24回実施 ○隣保館及び2集会所で生花教室・民舞教室・パソコン教室を実施。

様式①

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	1	1	7	人権相談事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市民を対象に、人権問題や悩み事の解決を図るため、相談窓口を開設し適切な対応と助言を行う。					
成基 する事 業細 事を 業構	1 人権相談事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	<p>○毎月5が付く日に、人権擁護委員及び行政相談委員による「そうだん5（ファイブ）」を開設し、市民が抱えるさまざまな人権課題や悩みの解決に向けた支援を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(延)</td> <td>78</td> <td>64</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table> <p>○6月1日が「人権擁護委員の日」であることから、古賀市における「特設人権相談所」の開設などについて街頭啓発を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日 5月15日</li> <li>・実施場所 サンリブ、コスモス館</li> </ul> <p>○古賀市「特設人権相談所」を開設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設日 6月5日</li> </ul>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	相談件数(延)	78	64	81
		平成27年度	平成28年度	平成29年度					
相談件数(延)	78	64	81						
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○昨年度の課題であった庁内での連携については、相談内容によって関係課との情報共有や提供等連携して取り組むことができた。</p> <p>○人権にかかわる問題や近隣とのトラブルなど、身近で困っていることに対し、人権擁護委員や行政相談委員が相談者とともに問題解決につなげることができた。また、相談者へは再相談できることを伝えるなどして、不安等を軽減することができた。</p> <p>○6月の「人権擁護委員の日」に向け、市広報紙への掲載や街頭啓発の際に「そうだん5（ファイブ）」のカードを配布したことで、市民への周知を図ることができた。</p> <p>○市の人権擁護委員は、法務局によるスキルアップ研修等を受講するとともに、市職員においても、相談員としての専門研修を受講するなど、ともに資質向上を図ることができた。</p> <p>○29年度は、人権擁護委員8人体制で「そうだん5（ファイブ）」を実施することができたことで、対応の充実が図れた。</p> <p>●相談体制については、2人1組のシフトを組んでいるが、相談内容も複雑・多様化してきているため、問題解決に時間を要すこともあり、引き続きスキルアップを図る必要がある。</p>								

【平成30年度の事業計画】

方向性	○人権相談等の内容が複雑・多様化してきているため、市役所内及び関係各機関等と緊密に連携し、相談者に寄り添いながら人権擁護活動を推進していく。
計画	○毎月5の付く日にそうだん5を開設するとともに、6月の人権擁護委員の日に向けた街頭啓発及び「特設人権相談所」を開設する。

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	1	2	1		
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	同和問題をはじめあらゆる差別の解決に向けて、行政と市民が一体となり「いのち輝くまちづくり」を推進する。					
構成する事業を細業を業	1 人権教育事業					
	2 人権尊重啓発事業（人権を尊重する市民の集い事業）					
	3 人権啓発事業					
	4 人権・同和教育事業（各団体人権研修事業）					
	5 人権尊重啓発事業（人権尊重推進委員会事務局事務）					
	6 同和問題啓発事業（同和問題を考える市民のつどい事業）					
	7 人権教育研究事業（「同和」教育研究大会事業）					
	8 次世代人権リーダー育成事業					
	9 人権教育・啓発情報発信事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 福岡県社会人権・同和教育担当者協議会福岡ブロック研修会や糟屋地区社会人権・同和教育担当者会議に参加し、職員の資質向上を図った。（12回/年）			
	2. 「いのち輝くまち☆こが2017」開催し、市民を対象に人権啓発に取り組んだ。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加者数	830	870	942
	開催日：12月10日（日） 午前の講演：「人生の教科書」 講師：古賀 稔彦 氏			
	3. ①人権の花運動を実施し、児童の人権意識向上を図った。（古賀東、花鶴、小野の3小学校及び鹿部保育所） ②インターネット上のサイトにおいて、人権侵害や差別書き込み等がないか、毎日内容を確認した。			
	4. 市内行政機関・団体等を所管する部署が実施する人権・同和问题研修を支援した。（市内建設業者等、市消防団、行政区長会、市農業委員会、民生委員・児童委員）			
5. 古賀市人権尊重推進委員会全体会を全3回開催。12月の人権尊重週間にむけて、第1部会から第4部会がそれぞれの取組を進めるにあたり、事務局として各部会との連絡調整を行い、人権尊重週間に「いのち輝くまち☆こが2017」を開催した。 第1部会：小・中・高・特別支援学校・市民から募集した人権作文・ポスター等を集約。 第2部会：「いのち輝くまち☆こが」の企画・運営。 第3部会：人権啓発冊子（人権カレンダー）の作成。 第4部会：横断幕設置、啓発放送、人権ミニコンサートなどの啓発活動。				
6. 第36回古賀市「同和問題を考える市民のつどい」を開催し、同和問題の啓発に取り組んだ。				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
参加者数	639	541	517	
開催日：7月9日（土） 講演：「へこたれへん」～人はきつとつながれる～ 講師：松村 智広 氏				
7. 「いのち輝くまち☆こが2017」午後の部において、2つの分科会及び特別講座を実施した。				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
参加者数	347	346	341	

【平成29年度に実施した事業】

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な事業内容</p>	<p>8. 市広報紙をはじめ市内2つの高校などを通じ事業への参加者を募った結果、2人の高校生が事業に参加した。</p> <p>1日目：古賀市のし尿処理施設「海津木苑」及び「隣保館」、「ししぶ交流センター」を見学し、職員からそれぞれの施設に関わる人権問題について学習。</p> <p>2日目：社会福祉法人柚の木福祉会（柚の木学園）が運営する障がい者施設を訪問し、施設見学と講義を受け、障がい者の人権問題について学習。</p> <p>3日目：2日間で学んだことをレポートにしてパネルを作成、閉校式。</p> <p>9. 「同和問題を考える市民のつどい」や「いのち輝くまち☆こが2017」において「みんなの人権ひろば」を設置。市内事業所での人権を据えた取組のパネル展示や、市民活動団体による昼食の提供を行った。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の成果・評価・課題</p>	<p>1. 【成果・評価】 ○糟屋地区社同担会議では、毎年度設定する研究課題に取り組むとともに、糟屋地区1市7町での人権のまちづくりについて、各地の取組に学ぶことができた。</p> <p>2. 【成果・評価】 ○「いのち輝くまち☆こが2017」については、全体会講演に対する市民の期待もあり、あらゆる角度から人権について考え、学ぶ機会となった。</p> <p>3. 【成果・評価】 ○人権の花運動では、いのちの大切さや、お互いが協力し合うことを学ぶことができ、フェスタにおいて、風船に児童の思いとヒマワリの種を添えて飛ばした。風船が届いた他県の自治体の住民からメッセージが届き、児童同士の交流を図ることができた。</p> <p>4. 【成果・評価】 ○古賀市の建設業者や消防団幹部（分団長）、行政区長、農業委員、民生・児童委員に対する人権・同和问题研修では、それぞれ所管する部署と連携し実施することができた。</p> <p>4. 【課題】 ●研修の対象となる機関・団体等を所管する部署、効果的な研修を企画・実施できるよう、適切なサポートを行うことで、職員の人権意識の向上を図る必要がある。</p> <p>5. 【成果・評価】 ○6月に第1回全体会を開催し、古賀市人権尊重推進委員会の目的や事業内容について意思統一を図り、全体会終了後各部会に分かれ、事業内容を確認した。全体会開催前には、市役所各課正副事務局が前年度の課題克服を含め引継ぎを行った。</p> <p>6. 【成果・評価】 ○市民が正しく同和問題を理解する機会として「同和問題を考える市民のつどい」を実施しており、市内商業施設等やJR3駅での街頭啓発、児童・生徒による防災無線を使用しての啓発放送を行った。</p> <p>6. 【課題】 ●同和問題の解決に向け、社同推事業を含めて継続した取組が必要である。</p> <p>7. 【成果・評価】 ○12月のつどいにおける特別講座を「みんなの人権セミナー」（社同推事業）と位置づけ、同和問題を正しく理解する機会とした。</p> <p>7. 【課題】 ●同和問題に対する参加者からの質疑に、主催者側が迅速に応答できなかったことを踏まえ、職員や社同推役員の人権問題についてのさらなる研修・啓発が必要である。</p> <p>8. 【成果・評価】 ○身近に学べる人権問題を基底に据え、29年度は新たなプログラムを作成して実施した。参加した2名の高校生は、古賀市の人権施策を学ぶとともに、個別の人権課題についてフィールドワークを行い、その成果をパネルにして市民に発信することができた。</p>

	<p>9. 【成果・評価】</p> <p>○「いのち輝くまち☆こが2017」において「みんなの人権ひろば」を設置。市内事業所での人権を据えた取組のパネル展示をはじめ、人権団体による啓発ディスプレイ等の設置を行った。また、午後の参加を促す取組として、市民活動団体による昼食の提供を行った。</p> <p>9. 【課題】</p> <p>●みんなの人権ひろば参画団体の数が年々減っているため、周知方法等の検討が必要である。また、内容に人権の視点が見えにくいものもあるため、参画にあたっては十分趣旨を説明するとともに、ひろばの内容を工夫する必要がある。</p>
--	--

【平成30年度の事業計画】

方向性	<p>○同和問題啓発強調月間及び人権尊重週間については、その趣旨や目的を踏まえたうえで企画・運営等十分協議し、継続して取り組む。その他人権教育・啓発事業についても、庁内各部署及び関係機関・団体等と連携して充実させていく。</p>
計画	<p>○7月には「同和問題を考える市民のつどい」、12月には「いのち輝くまち☆こが2018」を開催する。人権の花運動をはじめ各事業についても継続して実施する。</p>

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	1	2	1	人権教育・啓発事業	68
個別計画						
基本事業の概要	すべての市民の人権が守られるまちをめざし、人権問題・平和・異文化などを主軸に据えた学習の場を地域交流の中に設け、参加者の人権意識向上へつなげる。					
基本事業を構成する細事業	1 地域人権啓発事業					
	①人権平和教室 ②ひだまりパスポート ③韓国文化講座					
	④よかよか広場 ⑤ひだまり館まつり					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 地域人権啓発事業			
	①じんけん平和教室（6日間）			
	戦争や原爆の悲惨さを学び、平和や命の大切さや人権について考える事業として、市内小学校から参加者を募り実施した。			
	7月31日 開講式 学習の目的・スケジュールのオリエンテーション			
	8月2日 福岡市博物館・福岡市戦跡フィールドワーク			
	8月4日 福岡市フィールドワークまとめ			
	8月7日 長崎フィールドワーク事前学習			
	8月9日 長崎市フィールドワーク。原爆投下時刻（11:02）に長崎市の爆心地近くの浦上地域慰霊祭に参加。慰霊祭終了後地域代表者からの講話。稲佐山頂上から爆心地の確認。原爆資料館を見学。			
	8月16日 長崎フィールドワークまとめ・閉講式			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	17	34	34	
②ひだまりパスポート（子ども向け異文化交流：5日間）				
市内小学校から参加者を募り、福岡国際交流センターから日本在住の外国の方や、外国でのボランティア経験者を講師に招き、その国の母国語・文化・歴史・食等をアクティビティなどを交え学ぶ教室を開催した。				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
参加者数	1～3年生 30	30	30	
	4～6年生 30	27	30	
③韓国文化講座（高校生以上を対象とした異文化交流）				
市広報紙で、古賀市在住又は古賀市に通勤通学されている高校生以上の方を対象に受講生を募り、韓国の文化・歴史等を人権の視点をふまえ学習した（年20回）。フィールドワークも併せて実施した。（29年度 太宰府政庁跡）				
④よかよか広場（各校17回）				
これまでの「生き生き音楽校」を平成29年度から「よかよか広場」に名称変更し、隣保館及び2集会所で、音楽活動や物づくりを通し、高齢者の介護予防を含めた交流を行った。参加者：74名（実人数）				
⑤地域交流会「ひだまり館まつり」を開催した（健康福祉まつりと同日開催）。				
・隣保事業に関する紹介や発表				
・「よかよか広場」音楽講師によるロビーコンサート。				
・消費生活センター相談員による詐欺被害防止のための講話。				
・スタンドアローン支援事業卒業生による食品ブース出店。				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
ひだまり館まつり参加者	150	140	120	

事業の成果・評価・課題	<p>①【成果・評価】 ○平成28年度から事業日数を1日増やしたことで、フィールドワークの事前事後学習を充実して行えるようになった。</p> <p>①【課題】 ●参加者が1年生から6年生と年齢差もあるため、事業内容の理解度に差が出てしまうことから、学年（年齢）にあった事業の進め方を検討する必要がある。</p> <p>②【成果・評価】 ○古賀市のALTの先生を講師としたことで、参加した子どもたちも事業の雰囲気に入りやすい環境となった。</p> <p>②【課題】 ●講師が外国の方であることもあり、人権を主軸に据えた事業であるということを講師自身に伝える難しもあったため、事業の目的が子どもたちにしっかり伝わるよう、さらに工夫していく必要がある。</p> <p>③【成果・評価】 ○募集方法の工夫や事業担当者の声かけなどにより、昨年度より参加者が増えた。</p> <p>③【課題】 ●古賀市においても、さまざまな国の方たちが生活・就労される姿が多く見られるようになった。また、一昨年度制定された「ヘイトスピーチ対策法」などをふまえながら、韓国に限らずさまざまな国の文化・歴史にふれる事業に見直していくことで、国際的な人権意識向上へつなげていくことが必要である。</p> <p>④【成果・評価】 ○今年度（平成29年度）から「もの作りサロン」を取り入れるとともに、体を動かす「健康教室」を増やしたことで、参加者の笑顔も増え、介護予防にもつながった。 ○隣保館及び各集会所周辺住民が交流することで人権意識の向上へつながっている。</p> <p>④【課題】 ●よかよか広場に参加する各地域（隣保館及び各集会所周辺）の住民全員が、交流できるような企画を検討する必要がある。</p> <p>⑤【成果・評価】 ○隣保館（隣保事業）の紹介を行うことで、隣保館設置目的や事業について知ってもらう機会となった。 ○日頃から隣保事業に関わる方たちの地域交流の場となるとともに、新たな市民の方との出会いの場となった。 ○スタンドアローン支援事業の卒業生も参加するなど、事業と事業をつなぐ場となった。</p> <p>【課題】 ●内容について、更に工夫することで参加者増を図る必要がある。 ●開催時期が他のイベント等と重なることも多いため、開催日を検討する必要がある。</p>
-------------	---

【平成30年度の事業計画】

方向性	○人権・同和問題の解決を主軸に据えた交流事業の中で、更なる人権意識の向上を図る。
計画	<p>○地域交流、国際交流、じんけん平和教室を柱に実施する。</p> <p>○異文化教室（高校生以上対象）については、韓国以外の国の講師も招き、国際的な人権意識が広がるよう実施する。</p> <p>○「ひだまり館まつり」については、29年度の課題をふまえ、2月開催で計画する。</p>

様式①

部	担当課
建設産業部	商工政策課

個別の人権問題	1・2・5・6				人権課題	啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	1	2	1	人権教育・啓発事業	68
個別計画						
基本事業の概要	企同推研修会を開催し、関係団体が開催する研修会及び啓発活動へ積極的に参加する。					
基本事業を構成する事業	1 企業内同和問題教育事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	5月31日	企同推総会	28人出席【平成28年度：26人】	
	7月5日	役員研修会	6人出席【平成28年度：7人】	
	7月7日	同和問題啓発強調月間街頭啓発		
	7月8日	第37回古賀市同和問題を考える市民のつどいへの参加		
	8月31日	全体研修「男女の人権が尊重される社会をめざして」		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加者数	18	13	14
	12月2日	人権尊重週間街頭啓発		
	12月10日	いのち輝くまち☆こが2017への参加		
	2月23日	全体研修「職場のパワーハラスメント防止について」 「部落差別の解消の推進に関する法律」の特徴と解説		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加者数	13	19	30
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○今年度は障害者差別解消法や女性活躍推進法など新たに制定された法律を中心に研修を実施した。また、中小企業診断士を招き、今後の企業の発展のために必要なことを知ることができた。</p> <p>○年2回実施する全体研修のテーマを複数組み合わせるなど工夫することで、受講者の研修意欲を向上させることができ、人権意識の向上を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●企業内人権・同和問題研修推進員会議への加入数の増加及び研修参加者の増加に努める。</p>			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○これまで同様に企業内の人権に対する理解を深める。
計画	○企業相互、関係機関や団体と連携を図りながら、さまざまな人権問題をテーマとした研修を計画的に実施していく。また、企業内人権・同和問題研修推進員会議への加入数の増加及び研修参加者の増加に努める。

部	担当課
建設産業部	都市計画課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	1	2	1	人権教育・啓発事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議と連携しながら、企業が継続的・計画的な人権研修を行えるよう支援を行う。					
構成する事業の細	1	建設業者等「同和」問題研修会				

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○市内に事業所を置く建設業の事業主や従業員等を対象に、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めるため「建設業者等「同和」問題研修会」を実施した。</p> <p>日時 平成29年8月9日 15:00~17:00                  場所 古賀市役所501・502・503会議室                  内容 演題 「男女の人権が尊重される社会を目指して」                  講師 中嶋 玲子 氏 (福岡県講師団講師)</p>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>95</td> <td>67</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>建設業者</td> <td>27</td> <td>23</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>企同推</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>宅建業者</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>市職員</td> <td>46</td> <td>25</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	参加者数	95	67	79	建設業者	27	23	28	企同推	18	13	14	宅建業者	4	6	4	市職員	46	25
	平成27年度	平成28年度	平成29年度																					
参加者数	95	67	79																					
建設業者	27	23	28																					
企同推	18	13	14																					
宅建業者	4	6	4																					
市職員	46	25	33																					
事業の成果・評価・課題	<p>【アンケート回答のまとめ】 回答：53名</p> <p>○講演内容の理解 よくわかった：46名 おおむねわかった：7名</p> <p>○受講後の感想（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実体験や具体的事例、数字を用いてわかりやすく話していただき、先生の心が伝わってきた。</li> <li>・経験に基づく同和、病気、障がい、女性差別などの人権問題の話だったので、とても納得でき分かりやすかった。</li> <li>・差別を決して許さないという意識の重要性を痛感した。</li> </ul> <p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設業組合や管工事組合を通じて周知したことにより、参加人数が昨年度より増加した。</li> <li>○事前に講師と入念に打ち合わせを行い、講師の実体験を話していただく内容としたことで、受講者にとってわかりやすく、感銘を受ける講演となった。</li> <li>○参加者のアンケート回答の内容から、人権意識の向上に寄与する研修であったと評価できる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●昨年度より参加人数は増加しているが、更に増加できるよう周知方法の工夫等が課題。</li> </ul>																							

【平成30年度の事業計画】

方向性	○市内に事業所を置いている建設業者等の事業主及び従業員を対象に、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について理解と認識を深める。（平成30年度農林振興課）
計画	○市内の建設業者・企同推加入業者・宅建業者・市職員等を対象とし、8月に研修会を実施する。

部	担当課
総務部	コミュニティ推進課

個別の人権問題	2				人権課題	啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	2	1	1	男女共同参画啓発事業	70
個別計画	第2次古賀市男女共同参画計画					
基本事業の概要	市民等を対象にさまざまな啓発活動を実施し、男女平等意識の向上を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 男女共同参画啓発事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	○古賀市男女共同参画フォーラム 男女共同参画に関する講演会や市民表彰等を行い、市民の意識向上を図り男女共同参画社会の実現を進める。(男女共同参画週間に開催)												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>137</td> <td>425</td> <td>160</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	参加者数	137	425	160				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度									
	参加者数	137	425	160									
	○男女共同参画セミナー 男女共同参画に関する講演会等を開催し、市民の意識向上を図る。												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>204</td> <td>277</td> <td>162</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施回数	4	3	3	参加者数	204	277	162
		平成27年度	平成28年度	平成29年度									
	実施回数	4	3	3									
	参加者数	204	277	162									
	○デートDV講座 若い世代の男女間で起こっている交際相手からの暴力を防止するため市内の高等学校、大学で実施。												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>参加者数(約)</td> <td>600</td> <td>1,672</td> <td>890</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施回数	1	2	2	参加者数(約)	600	1,672	890	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度										
実施回数	1	2	2										
参加者数(約)	600	1,672	890										
○まちづくり出前講座 市民の要望に応じ、市職員等を派遣し講座を開催。 平成29年度は、「男女で防災を考えよう！」をテーマに実施。													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>70</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施回数	1	2	4	参加者数	29	30	70	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度										
実施回数	1	2	4										
参加者数	29	30	70										
○市内事業所女性管理職「女性の活躍推進交流会」 各事業所の取組の情報交換や課題共有を目的として、市内事業所(市役所を含む)で働く女性管理職の交流会を開催。													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>参加事業所数</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>23</td> </tr> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	参加事業所数	8	6	10	参加者数	8	6	23	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度										
参加事業所数	8	6	10										
参加者数	8	6	23										

主な事業内容	<p>○男女共同参画に関する「標語（一行詩）」を募集。 「標語（一行詩）」の最優秀賞5作品の表彰を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募施設数</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>応募者数</td> <td>1,669</td> <td>2,274</td> <td>2,839</td> </tr> <tr> <td>応募作品数</td> <td>2,282</td> <td>3,952</td> <td>4,869</td> </tr> </tbody> </table> <p>○男女共同参画表彰「輝き☆KOGAびと」 企業・団体・個人への表彰を行い、市民・企業への励みや醸成を図ることができた。 企業賞：株式会社 如水庵 団体賞：ガールスカウト福岡県第31団 個人賞：1人</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	応募施設数	20	23	14	応募者数	1,669	2,274	2,839	応募作品数	2,282	3,952	4,869
		平成27年度	平成28年度	平成29年度													
応募施設数	20	23	14														
応募者数	1,669	2,274	2,839														
応募作品数	2,282	3,952	4,869														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】 ○さまざまな関係機関や団体と連携し出前講座やセミナー等開催することにより、受講者の機会を増やすことができ、男女平等の意識の向上を図ることができた。</p> <p>【課題】 ●今後継続して、さまざまな啓発活動を行っていく必要がある。</p>																

【平成30年度の事業計画】

方向性	<p>○男女が社会の対等な構成員として、自らの意思と責任のもとに、個人としてその能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、今後も継続しあらゆる機会を通して、啓発を行っていく。</p>
計画	<p>○関係機関や団体と連絡を図りながら出前講座やセミナー等を開催し、参加者の増加に努める。</p>

様式①

部	担当課
総務部	コミュニティ推進課

個別の人権問題	2				人権課題	救済・啓発・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	2	2	1	男女共同参画推進事業	70
個別計画	第2次古賀市男女共同参画計画					
基本事業の概要	男女共同参画計画を効果的に推進する。					
基本事業を構成する細事業	1 男女共同参画リーダー育成事業					
	2 団体交流支援事業					
	3 男女共同参画計画管理事務					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 男女平等参画社会の実現に向けた研修（日本女性会議）への参加。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加者数	4	3	3
主な事業内容	2. 男女共同参画セミナー「輝け☆KOGAサミット」を開催。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加者数	75	102	35
主な事業内容	3. 第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画の評価・点検			
	【成果・評価】			
	1. ○研修に市職員や古賀市男女共同参画審議会委員が参加し、先進事例を学習し、今後の効果的な計画推進への学びとなった。 2. ○男女共同参画の視点を取り入れた災害時の対応について学ぶ機会となり好評だった。 3. ○審議会にて、評価・意見をいただき担当課にて点検を行うことができた。			
事業の成果 評価・課題	【課題】			
	3. ●第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画を確実に推進していく。			

【平成30年度の事業計画】

方向性	○第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画を確実に推進していき、男女共同参画社会の実現をめざす。
計画	○市民ニーズを踏まえ男女共同参画に関する研修や講座を開催し、第2次古賀市男女共同参画後期実施計画を効果的に推進する。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	2	3	1	DV対策事業	70
個別計画	男女共同参画計画					
基本事業の概要	DVに悩む対象者の相談等に応じることにより、権利の擁護と人権を保障する。					
成基 する 本事業 細事を 構 業	1 DV対策事業					
	2 母子生活支援施設入所管理事業					
	3 DV等相談事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	1. DV相談者について、県と協力して適切な支援を行った。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	相談実人数	28	24	22
	施設利用者数	5	3	4
主 な 事 業 内 容	2. 母子生活支援施設への入所者に対する入所措置を支援し、当該施設に対する措置費の支払い等の事務を行った。			
	3. 女性相談の電話相談窓口の一つとして、NPO法人福岡ジェンダー研究所に委託して「こが女性ホットライン」を開設。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	相談件数	865	676	711
事 業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	1. 【成果・評価】			
	○DVに関する支援等については、庁内関係部署と連携会議を設置し、相談者への対応等について情報共有を行うことができた。			
	○毎年古賀市人権擁護委員による中学生を対象としたデートDVについての講演（古賀中学校3年生対象）を行い、啓発することができた。			
	【課題】			
	1. ●引き続きDV対象者の情報を適切に管理し、関係機関との連携を密に行っていく必要がある。			
	3. ●こが女性ホットラインの相談内容のうち、人生相談等の占める割合が高く、DV相談件数は少ない状況がある。			

【平成30年度の事業計画】

方向性	DV被害を受けた母子の福祉の増進を図るためには、重要な事業であり、今後も市民に対して事業の啓発を行う。
計画	DV被害者が安全で安心して生活ができるように、相談業務を充実させると共に、県の一時保護を支援し、必要に応じて母子生活支援施設への入所につなげていく。

様式①

部	担当課
総務部	コミュニティ推進課

個別の人権問題	2				人権課題	救済・啓発・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	2	4	1	女性の活躍推進支援事業	71
個別計画	第2次古賀市男女共同参画計画					
基本事業の概要	女性の職業生活における活躍を推進していく。					
基本事業を構成する細事業	1 女性の活躍推進支援事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 女性入門講座開催。 起業に関心がある女性のための入門講座。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>参加者数(延)</td> <td>0</td> <td>168</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table> <p>・女性起業カフェフォローアップセミナー開催。 入門講座受講生のフォローアップ講座。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施回数	0	4	4	参加者数(延)	0	168	96		平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施回数	0	1	3	参加者数	0	13	59
		平成27年度	平成28年度	平成29年度																					
実施回数	0	4	4																						
参加者数(延)	0	168	96																						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度																						
実施回数	0	1	3																						
参加者数	0	13	59																						
事業の成果 評価 課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○女性入門講座の受講生から起業者が誕生し、女性の活躍の推進に寄与した。</p>																								

【平成30年度の事業計画】

方向性	○第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画を確実に推進していき、男女共同参画社会の実現をめざす。
計画	○女性の活躍推進を図るため、講座や交流会などによる企業や再就職の支援を行い、第2次古賀市男女共同参画後期実施計画を効果的に推進する。

様式①

部	担当課
総務部	経営企画課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	4	2	1	広報事業	74
個別計画						
基本事業の概要	すべての市民と古賀市の情報を必要とする人に対し、市の広報媒体や報道機関を通じて情報を発信することで、必要な人が必要な情報を正確かつ速やかに得られるようにすることで知る権利を保障する。					
成基 す本 する 事業 細業 事を 業構	1 広報紙発行事業					

【平成29年度に実施した事業】

主な 事業 内容	<p>○市広報紙である広報こが（毎月10日発行）及び行事予定表（毎月25日発行）を発行した。</p> <p>○さまざまな人権にスポットをあてた記事を「ヒューマンライツ」と題して毎号掲載</p> <p>4月 古賀市隣保館「ひだまり館」の事業紹介</p> <p>5月 人権擁護委員</p> <p>6月 同和問題啓発強調月間</p> <p>7月 認知症への理解</p> <p>8月 社会同和教育推進協議会の取組</p> <p>9月 し尿処理施設から見える人権課題</p> <p>10月 児童虐待の防止</p> <p>11月 12月人権尊重週間の取り組み</p> <p>12月 みんなの人権セミナー</p> <p>1月 はたちの献血</p> <p>2月 「LGBT」</p> <p>3月 自殺対策強化月間</p>
事業 の 成果 ・ 評価 ・ 課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○「広報こが」では毎号「ヒューマンライツ」シリーズとしてさまざまな人権問題の啓発記事を掲載したことで、市民の人権意識向上に寄与できた。年間を通じて掲載担当課を割り当てたことで職員の意識向上にもつながった。</p> <p>○行事予定表では、古賀市人権尊重推進委員会から選考された人権標語を掲載し啓発することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●「ヒューマンライツ」シリーズの掲載内容について、啓発効果が高まるようさらに部局間の連携を深めていく必要がある。</p>

【平成30年度の事業計画】

方向性	○人権問題をテーマとし、幅広い分野の「ヒューマンライツ」を計画的に掲載する。
計画	○人権センター及び各担当課と連携を取りながら、広報こがにおいてヒューマンライツを含む人権啓発記事を年12回を目標に掲載する。

様式①

部	担当課
総務部	経営企画課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	4	2	2	広聴事業	74
個別計画						
基本事業の概要	市民からの市政に関することをはじめ、日常生活上の相談・苦情・要望等を受付、市民が抱える諸問題の解決を図る。					
成基 本 事 業 の 細 事 業 を 構 成	1 広聴事業					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	○なんでもきくコーナー相談（窓口対面、電話）								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>223</td> <td>122</td> <td>167</td> </tr> </tbody> </table> <p>※28年度以降は5分以上の窓口・電話対応を集計</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	相談件数	223	122	167
		平成27年度	平成28年度	平成29年度					
	相談件数	223	122	167					
○市民からの相談（目安箱・メール・手紙）									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	相談件数	23	24	50	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度						
相談件数	23	24	50						
	○無料法律相談の紹介（紹介状交付件数226件・古賀市隣保館での交付件数を含む）								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>194</td> <td>186</td> <td>178</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	相談件数	194	186	178
	平成27年度	平成28年度	平成29年度						
相談件数	194	186	178						
・評 価 課 題	<p>【成果・評価】</p> <p>○庁舎内になんでもきくコーナーを設け、窓口や電話で市民からのさまざまな相談に応じ、問題等の解決につなげることができた。</p> <p>○市民からの手紙やメールに対しては、関係する所管につなぎ、個別に回答することで、問題等の解決につなげることができた。</p> <p>○無料法律相談の紹介状を交付することで市民の利便性向上を図ることができた。</p> <p>以上のようなサービス提供により市民が抱える問題の解消の一助となった。</p> <p>【課題】</p> <p>●生活困窮や相続問題など、高齢化に伴う相談が増えている。また、要因が複合する複雑な相談も多いことから関係課が横断的に連携し対応する必要がある。</p>								

【平成30年度の事業計画】

方向性	○なんでも聞くコーナーには、市退職者2人を再任用配置し、豊富な経験と知識を生かし、関係課と連携しながら多岐にわたる市民からの相談に対応していく。
計画	○本事業は、人権施策基本指針に基づくさまざまな人権問題等の解決につながることから、継続実施していく。また本事業を多くの市民に幅広く活用していただくために市広報紙等による周知を図るとともに、より一層の内容充実に努める。

部	担当課
総務部	人事課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	5	2	9	人材育成事務	76
個別計画	古賀市人材育成基本方針					
基本事業の概要	人材育成基本方針に基づき「期待される職員」を育成するため、PDCAサイクルの手法を取り入れたOJTを中心とする職員研修制度や職務遂行上の業績、意識姿勢、能力を評価する人事評価制度などの実施により、職員のモチベーションと資質の向上を図ることで、市民の福祉の向上につなげる施策を遂行する。					
成基 する 事 業 細 業 を 業 構	1 職員研修管理事務					
	2 人事交流・派遣研修事務					
	3 人事評価制度管理事務					

【平成29年度に実施した事業】

主 な 事 業 内 容	1. 人権問題研修実施。(任期付、嘱託、臨時職員含む)			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	前期参加者数	400	394	397
	後期参加者数	386	398	390
	・ 人権問題研修 (新規採用職員・前年度未受講者)			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加者数	23	15	17
	・ 人権問題派遣研修			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加者数	29	33	74
	・ 人権尊重推進委員会第3部会研修			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	参加者数	14	14	16
	・ 市町村職員研修所新規採用職員研修			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
前期参加者数	15	7	5	
後期参加者数	15	7	5	
・ 市町村職員研修所第1部研修				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
一般職員研修※	13	8	8	
新任係長研修	13	8	5	
新任課長研修	5	3	5	
※一般職員研修は、平成28年度まで第1部研修、第2部研修として計上していたもの。 (平成29年度から第1部研修、第2部研修が統合された。)				
・ 認知症サポーター研修				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
参加者数	23	21	16	

事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○人権問題研修（前期）は、平成28年12月16日に施行された「部落差別解消推進法」を受け、部落問題の現状と課題をテーマとして研修を実施した。（後期）では、「身近な生活を通して差別意識を考えよう」を共通テーマとし、各職場ごとに討議形式による研修を実施した。また、各階層別研修等を通じて、職員の更なる人権意識の高揚を図るとともに、職員が人権問題解決に向け先導的な役割を果たすための資質を高めることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>●職員の人権意識の高揚とあわせ、職員が人権問題解決に向け先導的な役割を果たせるよう、職員人権研修企画推進委員会において効果的な研修に向けた企画内容の検討、点検を行い、さらなる職員の資質の向上を図る必要がある。</p>
-------------	---

【平成30年度の事業計画】

方向性	<p>○職員は指針の基本理念を踏まえつつ、更に人権感覚を養い、人権尊重の視点をもって仕事に取り組む姿勢が求められていること、「市民意識調査」により示された課題に対して、解決に向けた取組を行ううえで職員研修が重要であることを踏まえ、職員人権問題研修事業にあっては、職員人権研修企画推進委員会において人権研修の体系や業務の視点から研修計画を点検し、推進していく。</p>
計画	<p>○職員人権研修企画推進委員会において、職員の人権意識の高揚に結びつくよう研修計画を立てていく。</p>

様式①

部	担当課
市民部	市民国保課

個別の人権問題	1・2・3・4・6				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	ページ数
	7	5	11	14	住民情報管理事務	76
個別計画						
基本事業の概要	住民基本台帳事務、印鑑登録事務、戸籍事務、諸証明関係事務を適正に行う。					
成基 す本 る事 細業 事を 業構	1 住民基本台帳管理事務					

【平成29年度に実施した事業】

主な 事業 内容	<p>○事前に登録した人の住民票の写し等を第三者に交付した場合、及び事前登録の有無にかかわらず不正取得の事実が明らかになった場合に、本人へ通知する制度を継続実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度末</th> <th>平成28年度末</th> <th>平成29年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>196</td> <td>167</td> <td>178</td> </tr> </tbody> </table>					平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	登録者数	196	167	178
		平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末								
登録者数	196	167	178									
事業 の 成 果 ・ 評 価 ・ 課 題	<p>【成果・評価】 ○本人通知制度があることにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止につながっている。</p> <p>【課題】 ●本人通知制度の継続した周知が必要である。</p>											

【平成30年度の事業計画】

方向性	○本人通知制度を継続して実施する。
計画	○本人通知制度をより多くの市民に知ってもらうため、市広報紙及び市公式ホームページへの掲載、出前講座の実施等を行う。

平成30年度 第4次古賀市総合振興計画に基づく政策体系図

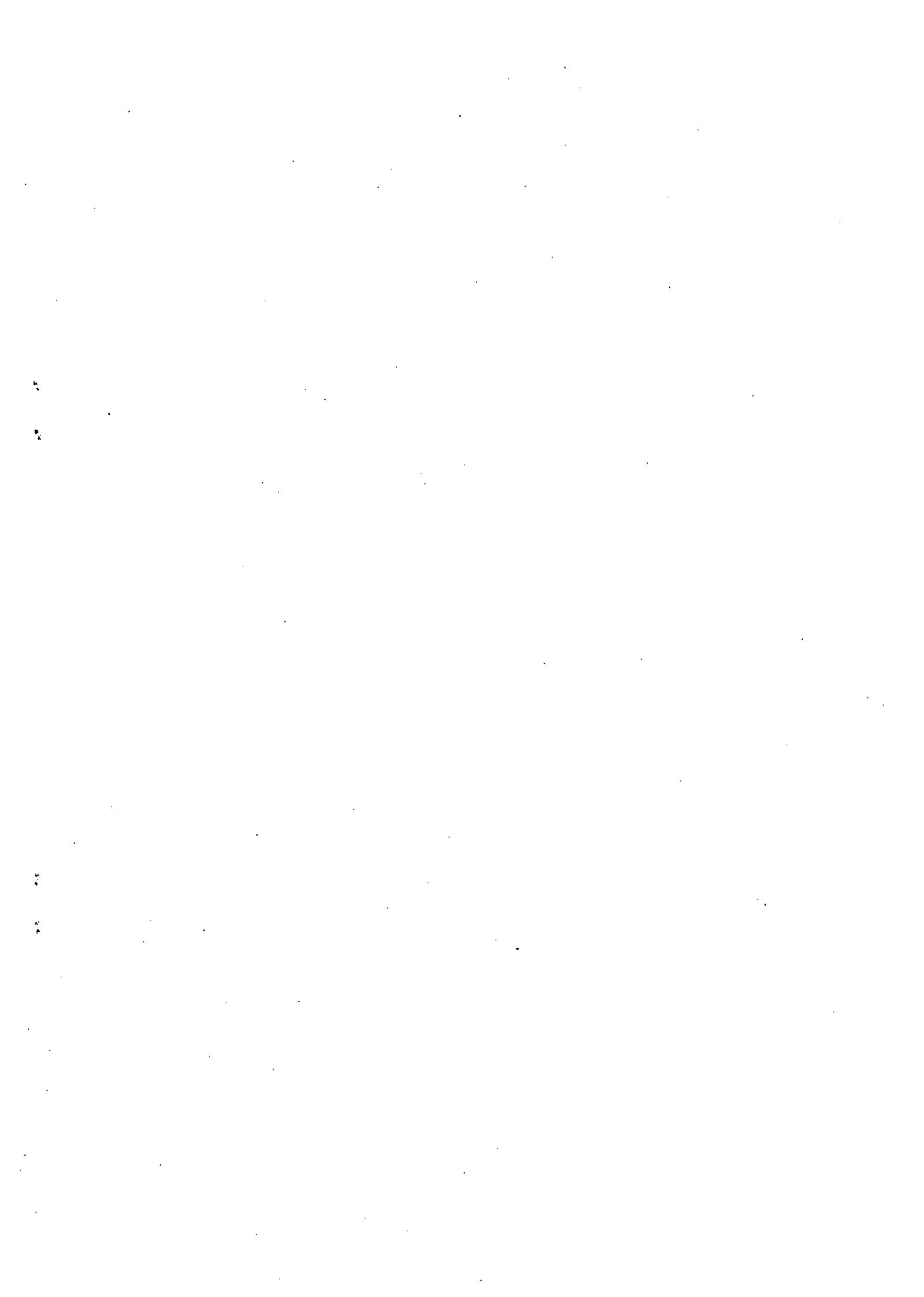
基本 目標	政 策	施 策	基本事業
			1 活気とにぎわいあふれるまちづくり
		1	農林業の振興
		3	農業者・団体の育成・支援
		2	農業者育成事業
			2 自然を大切にし環境にやさしいまちづくり
		1	環境の保全
		2	身近な環境の保全・美化
		3	し尿処理事業
			3 ころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり
		1	学校教育の充実
		1	学力・体力の向上
		2	外国語教育促進事業
		3	小学校学力向上事業
		4	中学校学力向上事業
		2	学習環境の充実
		4	児童生徒安全確保事業
		5	児童生徒生活環境改善事業
		6	不登校児童生徒学校生活適応支援事業
		11	小学校心の相談事業
		12	中学校心の相談事業
		15	小学校学習環境づくり支援事業
		16	中学校学習環境づくり支援事業
		19	進学支援事業
		6	特別支援教育の推進
		1	特別支援教育事業
		2	社会教育の振興
		1	社会教育環境の充実
		1	社会教育推進事業
		3	家庭や地域の教育力向上
		1	家庭・地域教育支援事業
		3	青少年の健全育成
		1	青少年問題対策の強化
		4	児童館管理
		7	青少年問題対策事業
		8	青少年相談事業
		10	青少年活動推進事業

平成30年度 第4次古賀市総合振興計画に基づく政策体系図

基本 目標	政 策	施 策	基本事業
			5 安全で安心して暮らせるまちづくり
			3 交通安全の推進
			2 交通安全施設の充実
			1 交通安全施設整備事業
			6 すこやかで元気あふれるまちづくり
			3 保健・医療の充実
			1 母子保健の推進
			1 妊娠期保健事業
			4 子育て支援の充実
			1 子育て環境の充実
			1 子ども発達支援事業
			2 子育て支援事業
			6 子育て家庭訪問事業
			7 出産支援事業
			2 幼児教育・保育サービスの充実
			1 保育所地域活動推進事業
			3 生活支援・経済的支援の充実
			1 ひとり親家庭等自立支援事業
			4 児童虐待防止の強化
			1 児童権利擁護事業
			5 高齢者福祉の推進
			1 介護予防と自立した日常生活の支援
			4 高齢者社会参画支援事業
			2 地域における生活支援の推進
			1 高齢者包括支援事業
			2 高齢者権利擁護事業
			3 高齢者在宅生活支援事業
			12 高齢者の生活支援
			1 高齢者生活負担軽減事業
			2 高齢者施設生活支援事業
			6 障がい者福祉の推進
			1 生活支援の推進
			3 障害者相談支援事業
			2 社会参加の支援
			3 障害者社会参加支援事業

平成30年度 第4次古賀市総合振興計画に基づく政策体系図

基本 目標	政 策	施 策	基本事業
6 すこやかで元気あふれるまちづくり			
7 生活支援の充実			
1 生活トラブル防止・解決の支援			
1 生活相談事業			
2 就労の支援			
1 就労支援事業			
5 学童保育所保育事業			
7 互いに認めあいみんなで作るまちづくり			
1 人権のまちづくりの推進			
1 人権のまちづくり環境の充実			
1 人権施策推進事業			
2 人権団体活動支援事業			
5 隣保事業推進事業			
7 人権相談事業			
2 人権意識の向上			
1 人権教育・啓発事業			
2 男女共同参画社会の確立			
1 男女共同参画意識の向上			
1 男女共同参画啓発事業			
2 男女共同参画推進環境の充実			
1 男女共同参画推進事業			
3 配偶者等からの暴力根絶			
1 DV対策事業			
4 女性の活躍推進			
1 女性の活躍推進支援事業			
4 開かれた市政の推進			
2 広報・広聴の充実			
1 広報事業			
2 広聴事業			
5 適正な行財政運営の推進			
2 行政機能の向上			
9 人材育成事務			
11 行政事務の管理			
14 住民情報管理事務			



古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画

2018年度(平成30年度)

発行 古賀市市民部人権センター

〒 811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号

TEL 092(942)1128 FAX 092(942)1286

E-mail [jinken@city.koga.fukuoka.jp](mailto:jinken@city.koga.fukuoka.jp)